

えびな環境白書2012



平成25年1月
海老名市



えびな

あなたのフィールドへ。海老名市

はじめに

えびな環境白書2012の発行にあたって



平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東北地方太平洋沖地震によって、被害を受けた福島第一および第二原子力発電所。それは、私たち海老名市民の暮らしに、電力不足と放射線という、大きな二つの影響をもたらしました。

東京電力の管内では、3 月 14 日から 28 日にかけて計画停電が行われたものの、春先の電力危機はどうにか乗り越えました。しかし、需要が年間のピークに達する夏季には再び供給不足に陥る可能性があったことから、市民の皆様一人一人が真剣に節電に取り組んでいただく必要が出てまいりました。また、自然界以外の放射線による追加被ばくについても、心配されましたところ です。

海老名市では、こうした懸念に向けた対応として、節電キャンペーンや空間放射線量率の測定などを、いち早く、自主的に開始いたしました。その結果、市内におきましては、大規模停電や高線量地域の発生を回避することができました。

本書は、平成 23 年度における海老名市の環境に関する施策・事業の実績と、環境関連のデータを登載したものでございますが、今回は「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故に関する対策」として別に一章を割き、市で行った省電力や放射性物質対策について記録をいたしました。

ご覧の皆さまにおかれましては、内容をご理解いただくことはもちろん、特に省電力に関しましては、家庭や事業所における対策を一層推進してくださるよう、切にお願い申し上げます。

平成 25 年 1 月

海老名市長 内 野 優

えびな環境白書 2012

<も く じ>

I 市勢と環境関連計画

1. 海老名市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
2. 海老名市第四次総合計画と環境関連計画・・・・・・・・・・ 2～6
 - (1) 海老名市第四次総合計画（平成 20 年度～平成 29 年度）
 - (2) 海老名市第二次環境基本計画（平成 21 年度～平成 29 年度）
 - (3) 海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画（平成 20 年度～平成 24 年度）

II 海老名市第二次環境基本計画の目標と施策の展開（平成 23 年度）

1. 海老名市第二次環境基本計画体系・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～8
2. 計画目標の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～49

III 海老名市環境マネジメントシステムの概要と運用状況（平成 23 年度）

1. 海老名市の環境マネジメントシステムについて・・・・・・・・ 50
2. 組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
3. 年間スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
4. 市公共施設における環境負荷の全体像・・・・・・・・・・ 52～53
5. 海老名市環境マネジメントシステムの構成と運用状況・・ 54～62

IV 海老名の公害に関する報告

1. 環境行政の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63～66
2. 公害に関する届出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67～69
3. 公害・環境に関する市民相談状況・・・・・・・・・・・・・・ 70
4. 公害・環境に関する調査測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71～87

V 東北地方太平洋沖地震の影響と対応

1. 省電力の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84～86
2. 放射性物質への対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87～95

I 市勢と環境関連計画



1. 海老名市の概要

(1) 面積、人口、決算規模など

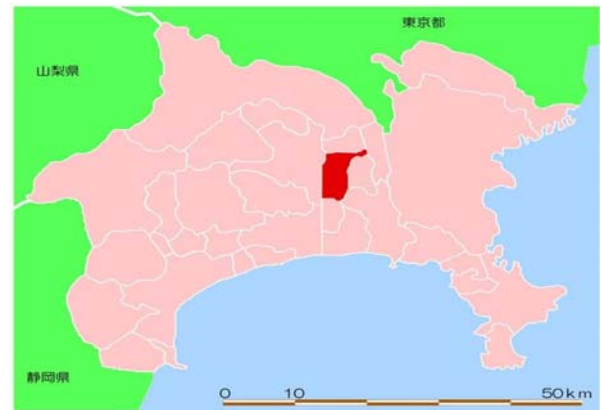
①面積：26.48km²（東西6.15km 南北8.70km）

②地勢：海老名市は、東経139°26'11"～139°22'09"、北緯35°28'38"～35°23'59"にあり、神奈川県ほぼ中央に位置し、西は相模川を隔て厚木市、北から東にかけて座間市・大和市・綾瀬市、南は藤沢市・寒川町とそれぞれ接し、大山・丹沢をはじめ秀峰富士を望むことができます。



③人口等
（平成24年11月1日現在）

人口	男	64,750 人
	女	63,840 人
	計	128,590 人
世帯数		51,720 世帯



④用途地域別面積（平成24年11月末現在）

区域	地域別	面積 (ha)	市街化区域内での割合(%)	市全体の割合(%)
市街化区域	第1種低層住居専用地域	178	12.8	6.7
	第1種中高層住居専用地域	121	8.7	4.6
	第2種中高層住居専用地域	20	1.4	0.8
	第1種住居地域	659	47.3	24.9
	第2種住居地域	17	1.2	0.6
	近隣商業地域	28	2.0	1.1
	商業地域	28	2.0	1.1
	準工業地域	164	11.8	6.2
	工業地域	116	8.3	4.4
	工業専用地域	62	4.5	2.3
	計		1,393	100.0
市街化調整区域		1,255	—	47.4
合計		2,648	100.0	100.0

⑤決算規模（平成 23 年度）

（単位：千円）

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額
一般会計	39,872,020	38,487,195
特別会計	21,229,773	20,636,477
国民健康保険事業	12,479,621	12,050,987
下水道事業	2,808,887	2,783,525
介護保険事業	4,968,203	4,842,067
後期高齢者医療事業	973,063	959,899
合 計	61,101,793	59,123,672

※端数処理の関係上、合計と一致しないことがあります。



2. 海老名市第四次総合計画と環境関連計画

（1）海老名市第四次総合計画

計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度

総合計画とは、市における総合的・計画的な行政の運営を図るための基本的な考え方や具体的な事業を示す計画です。

第四次総合計画は、30 年後、50 年後の将来を見据えた上、市民との協働作業で策定しました。

基本構想

■ 基本理念

- ・ ゆとりと活力のあるまち
- ・ 安全安心で快適に暮らせるまち
- ・ 支えあい、自治の確立したまち

■ 将来都市像

- 快適に暮らす
- 魅力あふれるまち
- 海老名

政策別基本目標：6つの「フィールド（可能性・場）」

①健康で自立するためのフィールド

誰もが健やかに自立した暮らしを実現するための目標

②心づくりのフィールド

多くの人がふれあい、豊かな心を育むための目標

③次世代を担う子どもたちのためのフィールド

海老名の未来を担う人づくりとそのための環境づくりの目標

④快適な生活のフィールド

いつまでも住み続けられる快適な暮らしを実現するための目標

⑤活力ある産業のフィールド

産業のさらなる振興や、まちの元気づくりのための目標

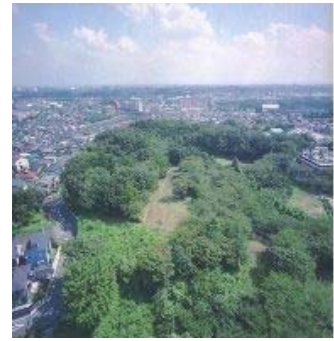
⑥新たな行財政運営のフィールド

市民参加、協働のまちづくりと効率的な行財政運営のための目標

(2) 海老名市第二次環境基本計画

計画期間：平成 21 年度～平成 29 年度

第二次環境基本計画は、海老名市第四次総合計画の基本目標の一つである「快適な生活のフィールド」の政策別計画として位置づけられています。市の環境対策を定めるとともに、市全体から排出される温室効果ガスの排出削減を図ることを目的に策定していることから、内容を「地球環境」と「地域環境」の二つに大別し、それぞれについて、市・市民・事業者の役割を定めています。



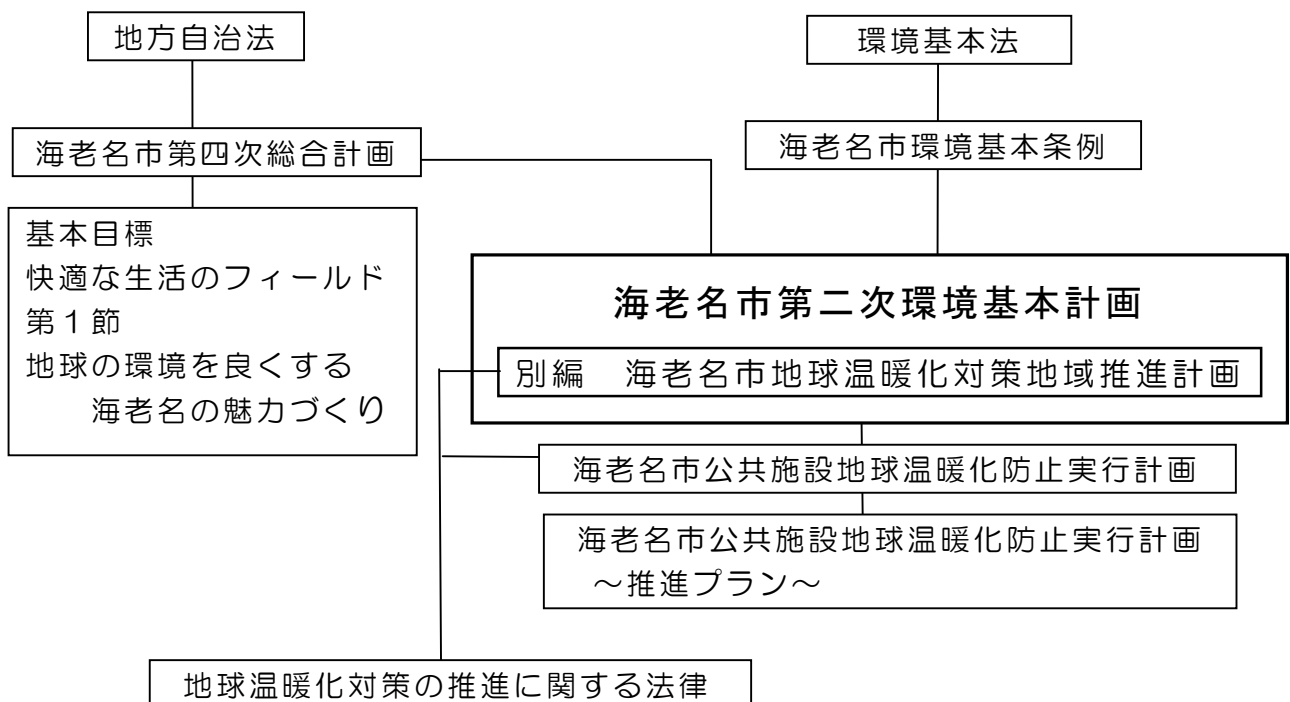
このうち、「地球環境」に関する内容は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく計画としても位置づけており、別編「海老名市地球温暖化対策地域推進計画」として、詳細を定めており、この中で市全体から排出される二酸化炭素の削減目標も示しています。

また、「地域環境」は、市の環境の保全と創造にかかる総合的施策のあり方を定める基本部分です。騒音・振動、水質、大気汚染、悪臭など身近な生活環境への対策や海老名市の特性を活かした取り組みについて定めています。

なお、本計画の進行管理は、本書「えびな環境白書」の作成・公表によることとしています。

環境基本条例の基本理念

- 健康で安全かつ快適な生活を営む環境と将来の世代への継承
- 環境への負荷が少なく、継続的発展の可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進



計画の体系

I 地球環境

i 地球温暖化の防止

「海老名市地球温暖化対策地域推進計画」を定めて取組みます。

- 1【エネルギー対策】省エネルギー推進、自然エネルギー導入
- 2【自動車対策】温室効果ガス削減と大気汚染防止への取組み
- 3【緑化推進】「緑の基本計画」等により推進
- 4【廃棄物対策】「一般廃棄物処理基本計画」等により推進
- 5【その他】エコマーク商品購入、地産地消、関連イベント参加等の促進

II 地域環境

i 身近な生活環境を守ろう

- 1【水質保全】生活排水・事業所排水対策、市民・事業者の取組み促進
- 2【騒音・振動】事業所、建設工事、生活、自動車交通、航空機
- 3【水循環型社会】有害物質・地下水利用規制、地下水涵養
- 4【化学物質等対策】有害物質の排出規制・指導、測定調査の充実
- 5【大気汚染・悪臭防止対策】事業所規制、啓発の継続
- 6【廃棄物】廃棄物の適正処理、ごみ減量化の推進
- 7【道路環境】道路網の整備、交通容量確保、居住環境に配慮した道路整備
- 8【防災】「海老名市地域防災計画」等により推進

ii 海老名市の特性を活かそう

- 1【景観】「海老名市景観基本計画」等により推進
- 2【丘陵地・緑地】丘陵地・緑地の保全
- 3【農業の振興】農地の保全と有効活用
- 4【都市】利便性向上とともに環境負荷低減と環境への有益影響について配慮
- 5【歴史的遺産】歴史的遺産等の保護と活用



(3) 海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画

計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度



[策定の趣旨～市の事務事業によって発生する温室効果ガス削減～]

この計画は、地球温暖化防止京都会議の開催を契機に制定・施行された地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する計画の策定が地方公共団体に求められたことを受け、海老名市の公共施設で行う事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減を図るために策定したものです。

[対象ガスは6種類、進行管理はCO₂で]

対象の温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の6種類としていますが、このうち CO₂ の割合が 99%以上を占めることから、計画の推進状況は、CO₂ 排出量の把握により管理することとしています。

[CO₂の2.6%削減を目標に]

平成 17 年度の CO₂ 排出実績（10,238 トン）を基準に、平成 24 年度までに 2.6%（266 トン）削減することを目標としています（平成 24 年度目標排出量：9,972 トン以下）。

[削減に向けた取り組み内容]

以下の取り組みを進めることにより、温室効果ガス排出削減を図っていきます。

1. 電気・燃料使用量の削減

- ①照明の使用…不要な照明の消灯、省エネタイプへの切り替え等
- ②冷暖房・空調機器の使用…適正温度を冷房 28℃、暖房 19℃に設定
- ③電気機器等の使用…使用していない電源オフ等
- ④エレベーターの使用…できるだけ階段を使用等
- ⑤給湯器等の使用…適切・効率的な運転管理



2. 公用車燃料使用量の削減

- ①低公害車導入の促進
- ②公用車の使用…相乗りの励行、公共交通機関の優先的使用等
- ③燃料の使用抑制…アイドリングストップの徹底等



3. 資源の有効利用

- ①水道の使用・・・節水の徹底等
- ②紙類の使用…電子メール活用によるペーパーレス化推進、裏面使用の徹底等
- ③グリーン購入の推進…グリーン購入率の 100%達成と物品の総購入量削減推進

4. 公共事業での取り組み

- ①公共事業の実施…公共工事・契約事業環境配慮マニュアルの 100%適用により、電気使用量削減、廃棄物の削減及び資源化・リサイクルの推進、環境配慮型車両の使用等を推進
- ②公共施設の建設・管理…新築・改築時における自然エネルギー活用施設導入、設備・機器の省エネ化の推進と、フロン等廃棄物の適正処理実施

5. 環境教育

①職員への啓発

②環境教育の推進…えびなっ子 ISO による小中学校での自主的な環境配慮取り組みの推進、保育園の幼児啓発

6. 公共施設、公共用地の緑化推進

…屋上緑化・芝生化の推進、えびなの森創造事業、緑道整備の推進等

7. 環境に関する情報発信

…環境白書の発行等、各種情報の積極的な発信



[平成 23 年度 CO₂ 排出量実績]

平成 23 年度の市公共施設の事務事業実施に伴って排出された CO₂ は、9,001,781kg-CO₂でした。削減割合では、平成 17 年度比で 2.3%削減とする目標に対し、12.07%削減という結果になりました。これは、継続して取り組んでいる省エネルギーへの切り替えと合わせ、東日本大震災による電力供給不足予想に伴い、夏の電力使用量を前年比で 20%削減する目標を立て、節電に取り組んだ結果が大きく影響しています。

今後は、節電への意識を継続するとともに、公用車使用におけるアイドリングストップの徹底やエコドライブの推進などの職員のさらなる取り組みや、公共施設に太陽光発電施設といった再生可能エネルギー利用施設の設置促進により、温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があります。

	平成17年度 (基準年度)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (目標年度)
削減割合(目標)		0.2%削減	0.9%削減	1.9%削減	2.3%削減	2.6%削減
削減割合(実績)		0.46%増加	2.92%増加	3.70%増加	12.07%削減	—
排出量目標		10,217,318	10,145,654	10,043,276	10,002,325	9,971,611
排出量実績	10,237,794	10,284,660	10,536,322	10,616,450	9,001,781	—

※削減割合の4年間の累計実績では5%削減しています



海老名市地球温暖化対策地域推進計画における温室効果ガス削減目標

～第1次目標期間(平成24年度まで)に平成17年度比7.8%削減～



計画期間は第二次環境基本計画に準じて平成21年度から平成29年度としていますが、平成21年度から平成24年度までを第1次目標期間とし、25年度以降の目標設定は、国の動向等をみながら改めて設定することとしています。

第1次目標期間では、市域で排出される温室効果ガスを、平成17年度排出量(867,000トン=県の実績を基に推計)を基準に、7.8%(68,000トン)削減することを目標としています。

Ⅱ 海老名市第二次環境基本計画の目標と 施策の展開（平成 23 年度）

1. 海老名市第二次環境基本計の体系

I 地球環境

i 地球温暖化の防止

1 エネルギー対策

具体的施策

①省エネルギー行動の推進

②自然エネルギー活用型設備・省エネルギー設備の導入

2 自動車対策

具体的施策

①自動車使用の抑制

②自動車からの排出ガス低減

3 緑化推進

具体的施策

①「海老名市緑の基本計画」等を推進し、温室効果ガスを削減

4 廃棄物対策

具体的施策

①「一般廃棄物処理基本計画」等を推進し、温室効果ガスを削減

5 その他

具体的施策

①エコマーク商品等の積極的購入、環境関連イベント等への参加促進

II 地域環境

i 身近な生活環境を守ろう

1 河川等の水質保全

具体的施策

①下水道整備の推進

②下水道事業の適正な運営

③水質浄化対策

2 騒音・振動防止対策

具体的施策

①工場・事業場からの騒音・振動の低減

②近隣騒音の低減

③航空機騒音の低減・解消に向けた関係機関への要請

3 水循環型社会の構築

具体的施策

①水循環型社会の構築

②工場・事業場における地下水利用の規制・指導

③地下浸透の指導及び推進

④節水の促進及び啓発

4 化学物質等対策

具体的施策

①工場・事業場における有害物質の排出規制・指導

②化学物質汚染に関する測定調査の充実

③アスベスト問題への適切な対応

5 大気汚染・悪臭防止対策

具体的施策

- ①工場・事業場における大気汚染物質の排出規制・指導
- ②悪臭防止に関する啓発の実施
- ③屋外燃焼行為の規制・指導
- ④自動車対策「海老名市地球温暖化対策地域推進計画」を推進

6 廃棄物への対応

具体的施策

- ①廃棄物の適正処理
- ②ごみ減量化の推進

7 道路環境整備

具体的施策

- ①道路網の整備と交通容量の確保
- ②居住環境に配慮した道路整備
- ③自動車交通に伴う騒音・振動の低減

8 防災

具体的施策

- ①「海老名市地域防災計画」を推進

ii 海老名市の特性を活かそう

1 美しい都市景観の形成

具体的施策

- ①「海老名市景観基本計画」、「海老名市景観推進計画」による良好な景観の保全、育成

2 丘陵地・緑地の保全

具体的施策

- ①相模横山九里の土手に残存する斜面緑地の保全
- ②伊勢山、秋葉山等の緑地の保全

3 農業の振興

具体的施策

- ①農業振興施策の推進
- ②農業に接する機会の提供
- ③農業基盤の整備

4 都市環境の整備

具体的施策

- ①良好な都市環境の形成
- ②市街地整備の推進
- ③商業振興施策の推進

5 歴史的遺産等の保護と活用

具体的施策

- ①歴史的空間の確保
- ②文化財の保護と活用

2. 計画目標の実施状況

I 地球環境

i 地球温暖化の防止

1 エネルギー対策

(1) えびな環境大賞の表彰 (環境みどり課 23：環境政策課)

海老名市環境保全条例に基づき、環境の保全及び創造等の活動に取り組み、市民の模範となる方を顕彰することで、環境配慮活動の普及促進等を図るため、「えびな環境大賞」を創設。募集の結果、9団体と個人5名の応募があり、環境審議会に審査を依頼し、大賞・準大賞・奨励賞が決定されました。

【対象となる活動】

- ・ 省資源・省エネルギーなど地球温暖化に配慮した活動
- ・ 環境にやさしい農業を推進する活動
- ・ 環境負荷低減の取組みや製品製造の企業
- ・ ごみの発生抑制等、資源の循環型社会及び環境美化に資する活動
- ・ 自然環境に対する保全活動

【表彰式】6月の環境月間に開催したえびな環境フェスティバルにおいて、表彰式を開催しました。



■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
表彰式開催数(回)	1	1
情報発信回数(回)	6	6
応募者者数(人)	30	14

(2) 海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画の推進 (環境みどり課 23：環境政策課)

この計画は、海老名市の事務事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの排出削減を図るため、平成20年3月に策定したものです。同計画では、電気、燃料の使用量削減や資源の有効利用等に取り組むことで、「市から排出される温室効果ガス(二酸化炭素で算出)の排出量を、平成17年度排出量を基準に、24年度までに2.6%削減する」ことを目標としています。

平成23年度は東日本大震災に関連した夏の電力使用量削減目標の設定による節電への取り組みや、道路照明灯・防犯灯の省エネタイプへの交換等を実施しました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
二酸化炭素(CO2)の削減率(%)	0.4	12.07

(3) 環境啓発活動の促進 (環境みどり課 23：環境政策課)

地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に向けた市民の環境意識の高揚と環境配慮行動実践の促進のために、次の事業を実施しました。

【えびな環境フェスティバル】平成 23 年 6 月 1 日（水）～30 日（木）

○環境展・・・環境関連企業および市民団体等の活動内容の展示
 関連企業等：13 社 関連団体：7 団体 行政：4 課



○エコ川柳・・・「家庭における e c o エコ行動」をテーマに募集、展示し、環境審議会にて入賞者を決定、表彰式は 6 月 12 日（日）に実施
 応募作品：57 名 141 作品

○環境講演会・・・「これからの環境問題を考える」をテーマに木原 実氏（気象予報士・防災士）による講演会を開催

【環境講座】環境の保全への意識向上を図るため、環境講座を開講

- 11/26(土) 第1講：輸入食品からみえる食の環境問題
- 12/ 3 (土) 第2講：輸入食品の安全への取り組み
- 12/ 8 (木) 第3講：野菜ソムリエと探る地産池消
 「食べて学ぼう♪海老名ロコベジ」



【子ども環境教室】夏休みに企画された「サマースクール」（教育部主催）において、小学校 3～6 年生を対象に節電をテーマとし、「電気コツコツ作戦」と題して、子ども環境教室を 7 月下旬 5 校 5 日間実施。



【エコマーケット支援事業】



平成 23 年 11 月 2 日（日）市役所南側駐車場を会場として、地球に優しい行動推進会議の主催で実施されました。市は会場使用および会場準備等の支援を行いました。

当日は、多くの不用品が販売され、不用品の再利用を促進することができました。

【環境情報発信】

広報えびな、ホームページ、コミュニティバス車内等での広報や各種会議等における市長あいさつの中で、環境問題や ISO14001 の取り組みなどについて、積極的に情報発信を行い、環境意識への啓発を図りました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
環境フェスティバル開催数(回)	1	1
地球にやさしい家庭づくり 実施回数/参加世帯数(回)/(世帯)	3/550	3/598
情報発信回数(回)	3	20

(4) 省エネ・自然エネルギー活用の推進（環境みどり課 23：環境政策課）

地球温暖化対策として自然エネルギー活用を促進するため、市民・事業者による太陽光発電施設・雨水活用施設（雨水タンク）・エネファーム（家庭用燃料電池コージェネレーションシステム）・低公害車の設置に対し、費用の一部を補助しました。

23年度の実績は、太陽光発電施設 238 件、雨水活用施設 22 件、エネファーム 16 件、低公害車 33 件の合計 309 件でした。

本事業の内容は、広報えびな、ホームページに掲載したほか環境展、市民まつり等のイベントにおいてもPRしました。

■ 平成23年環境保全対策支援事業実績値

施設・設備名／補助金額	補助件数
太陽光発電施設 (1kw2万円、上限7万円)	238
雨水活用施設 (設置購入費の3分の1以内、上限1万円)	22
エネファーム (1施設につき10万円)	16
低公害車 ※電気自動車、天然ガス車等対象 (1台につき10万円)	33



太陽光発電施設



雨水活用施設



エネファーム

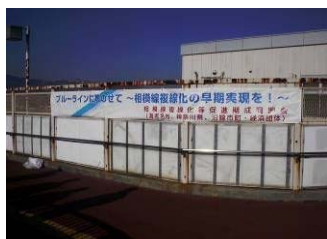


電気自動車

目標指標	H23 目標値	H23 実績値
啓発活動（回）	6	6
太陽光発電施設補助数（件）	250	238
雨水活用施設設置補助数（件）	20	22
エネファーム補助数（件）	20	16
低公害車購入補助台数（件）	13	33

2 自動車対策

(5) 公共交通対策の推進 (駅周辺対策課)



鉄道協議会PR横断幕

鉄道事業者、バス事業者等に対する要望や調査検討及び市内各駅関係者とともに定期的に意見・情報交換等を行います。平成 23 年度は帰宅支援ミニマップを改訂し、市内の駅に配備しました。

駅施設等の改善や鉄道輸送力の増強については、鉄道事業者が進めていますが、市としても神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等を通じ、継続して要望活動を行っております。

バス路線の拡大及び増便等については、バス事業者に対して適時要望活動を行っています。平成 24 年 3 月 30 日には、羽田空港へ向かう空港リムジンバスの運行が開始されました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等の要望回数	3	3
バス事業者への要望・調査検討回数	1	3
協議会開催回数	2	1

(6) コミュニティバスの運行 (駅周辺対策課)

市内の公共交通不便地域の解消や高齢者の外出支援等を目的として、コミュニティバスの運行を行います。

平成 23 年度は、国分ルート、上今泉ルート、大谷・杉久保ルート、本郷ルートの運行を行いました。本郷ルートについては、速達性及び利便性の向上を図るため、平成 23 年 4 月 1 日よりルートの一部を変更し、引き続き運行の検証を行いました。



市内を走るコミュニティバス

ルート名	運行期間	総利用者数	一日平均利用者数
国分ルート	H23.4~H24.3	80,041	219
上今泉ルート	H23.4~H24.3	83,447	228
大谷・杉久保ルート	H23.4~H24.3	58,128	159
本郷ルート	H23.4~H24.3	17,589	48

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
コミュニティバスの一日本平均利用者数(人)	550	654

(7) ロマンسカー海老名駅停車実現市民総力作戦 (駅周辺対策課)



小田急電鉄(株)へ署名を提出
(H22年4月8日)

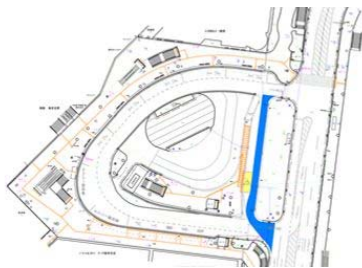
平成21年度に「海老名発ロマンスカー実現市民会議」を設立し、小田急ロマンスカーの海老名駅停車を目指し、署名活動及び啓発活動を展開し、平成22年度には海老名市及び近隣市町、海老名駅利用者等から集まった23万3,990名の署名を小田急電鉄株式会社に提出し、要望活動を行いました。

平成23年度においても、小田急電鉄(株)に対して要望活動を行いました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
小田急電鉄への要望回数(回)	1	3

(8) 空港リムジンバス発着場の整備 (駅周辺対策課)

公共交通機関網の充実を図るべく、海老名駅東口駅広部内に空港リムジンの発着場を整備し、竣工いたしました。これにより、海老名駅から羽田空港へのダイレクトアクセスが実現されました。



完成図面



工事前写真



完成写真

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
事業者との調整回数(回)	1	31

3 緑化推進

(9) えびなの森創造事業 (環境みどり課 23:政策事業推進課)

平成 20 年 4 月から 4 年間で、事業計画当時の人口に相当する 125,000 本の植樹をとおして、環境への理解を深めていく「えびなの森創造事業」の最終年度を迎え、9 回の植樹イベントと植樹に対する意識啓発のPR出展を 4 回実施しました。

4 年間の数値目標であった 125,000 本に対して 125,062 本の植樹を行い事業を終了することができました。皆様のご理解とご協力ありがとうございました。

今後は、えびなの森創造事業において植樹した木々を守り・育て、次世代へ継承していく組織として、「森の楽校」の設立を目指します。



125,000本植樹達成の記念植樹

(えびなの森創造事業ファイナルイベント)



北海道登別市へのトライアングル交流ツアー

の記念に参加者全員で「桜」を植樹

(登別市パノラマの森)



みなさまが植えた苗木と植樹した思いが

海老名の地で大きく強く育ちますように。

(海老名ジャンクション植樹会)

■目標指標

	H23 目標値	H23 実績値
植樹PRイベント(回)	3	9
植樹本数(本)	22,900	32,691

(10) 都市公園等の整備 (住宅公園課 23:公園緑地課)

- ① 東柏ヶ谷近隣公園拡大に伴う調整
- ② 防災機能を備えた公園整備の基本構想及び実施設計
- ③ 老朽遊具・設備の更新、追加
- ④ 小規模工事や緊急性が生じたものは優先施行

■目標指標

	H23 目標値	H23 実績値
都市公園整備工事(件)	2	2

(11) 中部地区公園整備の検討 (住宅公園課 23:公園緑地課)

規模、公園の位置、手法等の検討

■目標指標


	H23 目標値	H23 実績値
防災公園の研究・検討・設計・整備(件)	1	1

(12) えびなの森創造事業【学校版】 (教育総務課)

柏ヶ谷小学校など 7 つの小・中学校で植樹を行う予定でありましたが、実施時期に悪天候などが続いたため、この事業は中止となりました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
植樹実施校 (校)	8	事業中止
植樹本数 (本)	560~580	事業中止

4 廃棄物対策

(13) ごみ等収集体制の充実 (資源対策課)		
<p>ごみや資源物の収集体制について、より安全かつ効率的に実施しました。</p> <p>収集人員・体制の見直しについては、平成23年度からふれあい収集をごみ出し家事支援サービスに変更し、ペットボトル収集の委託化を行いました。</p> <p>また、可燃ごみの戸別収集モデル事業の実施と不法投棄対策に関する業務を拡大しました。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
家庭系可燃ごみ排出量(総量)(t)	19,500	20,322
家庭系可燃ごみ排出量(1人1日当たり)(g)	421	433

(14) し尿収集体制の充実 (資源対策課)		
<p>一般家庭や仮設トイレ等から排出される、し尿・汚水の収集及び運搬業務を行い、清潔で快適な生活環境の保持を図りました。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
年間処理件数(件)	1,528	1,306
年間収集量(k l)	1,090	1,107

(15) 焼却灰等の再資源化 (資源対策課)		
<p>高座清掃施設組合で発生する焼却灰は、市内での最終処分が困難であるため、平成22年度から構成三市分全量を県外の施設で資源化(溶融スラグ化及びエコセメント化)しています。</p>		

(16) 浄化槽の適正管理の促進 (資源対策課)		
<p>浄化槽法の規定により、浄化槽及びみなし浄化槽の適正な維持管理は浄化槽管理者(所有者、占有者その他の者で浄化槽の管理について権原を有する者)の義務となっています。浄化槽の適正な維持管理が図られるよう指導・啓発に努め、快適な生活環境の確保に努めました。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
広報紙への周知回数(回)	2	1

(17) 不法投棄の監視・取締りの強化 (資源対策課)		
<p>市で不法投棄物を発見した場合、第一段階として投棄物に警告内容の表示を行い、自主回収を促すと共に、注意地点として監視活動を行いました。</p> <p>不法投棄者を特定できた場合は指導を実施し、回収と自己処理を行わせました。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
看板設置件数 (件)	120	60
不法投棄件数 (件)	250	204

(18) 美化意識の啓発の推進 (資源対策課)		
<p>きれいなまちづくり活動支援による地域美化推進、美化推進重点地区での歩行喫煙抑制・ポイ捨て行為禁止啓発活動、美化ポスター表彰やイベント出展による美化意識普及促進を行いました。</p> <p>平成23年度は海西中学校区(中学校区単位の自治会を中心)において一斉清掃活動を普及するため、えびなクリーン作戦として実施しました。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
きれいなまちづくり事業実施回数 (回)	700	689
重点地区ポイ捨て指導件数 (件)	250	207
美化キャンペーン参加者数 (人)	1,200	489

(19) ごみ処理計画の推進 (資源対策課)																														
<p>一般廃棄物処理基本計画に基づく廃棄物処理の実施や、次期基本計画の改定作業を行いました。</p> <p>また、家庭系可燃ごみの戸別収集モデル事業を実施しました。</p>																														
	<p>単位:トン 家庭ごみの排出(資源物を除く)</p> <table border="1"> <caption>家庭ごみの排出(資源物を除く) (単位:トン)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H11</td><td>27,000</td></tr> <tr><td>H12</td><td>27,500</td></tr> <tr><td>H13</td><td>26,000</td></tr> <tr><td>H14</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>H15</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>H16</td><td>23,500</td></tr> <tr><td>H17</td><td>22,500</td></tr> <tr><td>H18</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>H19</td><td>21,500</td></tr> <tr><td>H20</td><td>20,500</td></tr> <tr><td>H21</td><td>20,500</td></tr> <tr><td>H22</td><td>20,500</td></tr> <tr><td>H23</td><td>20,500</td></tr> </tbody> </table>		年度	排出量	H11	27,000	H12	27,500	H13	26,000	H14	24,000	H15	24,000	H16	23,500	H17	22,500	H18	22,000	H19	21,500	H20	20,500	H21	20,500	H22	20,500	H23	20,500
年度	排出量																													
H11	27,000																													
H12	27,500																													
H13	26,000																													
H14	24,000																													
H15	24,000																													
H16	23,500																													
H17	22,500																													
H18	22,000																													
H19	21,500																													
H20	20,500																													
H21	20,500																													
H22	20,500																													
H23	20,500																													
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値																												
市民への周知回数 (回)	8	8																												
家庭系可燃ごみ排出量 (総量) (t)	19,500	20,322																												
家庭系可燃ごみ排出量 (1人1日当たり) (g)	421	433																												

(20) 有機性廃棄物の資源化 (資源対策課)		
<p>有機性廃棄物施設整備については、三市清掃行政連絡協議会で他市町村の視察を行い、調査研究を行いました。</p> <p>剪定枝等の有効利用については、大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議で研究結果報告書をまとめました。</p>		

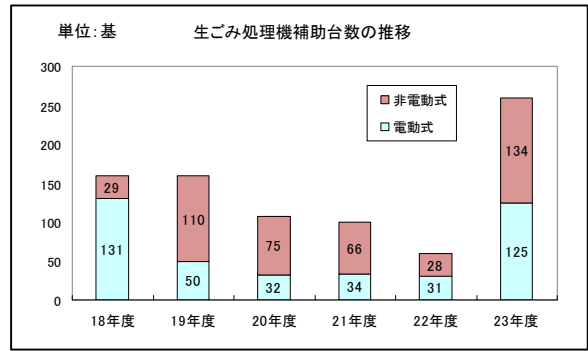
(21) 生ごみ処理機の普及促進 (資源対策課)

平成 23 年度に生ごみ処理機を補助した件数は 259 基で前年度比で約 4.4 倍でした。

平成 22 年度実施の市民ニーズ調査を基に、平成 23 年度に補助率・補助上限額の見直しを行いました。

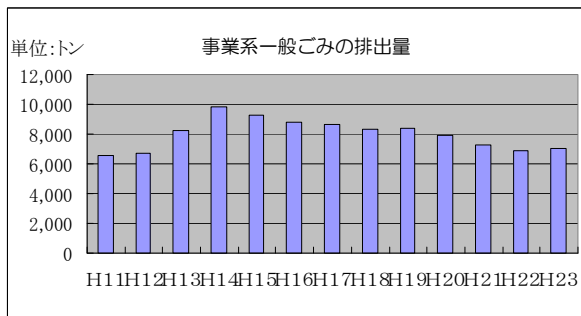
生ごみ処理機の普及率は平成 23 年度末現在、9.28%で、前年度比+1.46%伸びています。

今後も、可燃ごみの減量化対策として、生ごみ処理機の普及促進を行っていきます。



■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
生ごみ処理機設置補助制度周知回数 (回)	3	15
生ごみ処理機補助金交付件数 (件)	120	259

(22) 事業系廃棄物の適正処理の推進 (資源対策課)



多量排出事業者への立入指導については、21 年度 31 事業所・22 年度 39 事業所・平成 23 年度 34 事業所について行い、実施計画上の目標をクリアしています。

ごみ集積所への事業系ごみ排出については、通報・パトロール・自治会別排出量調査等で得られた情報を基に個別指導を継続し、許可業者への処理委託を促しました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
立ち入り指導件数 (件)	30	34
事業系ごみの搬入量 (t)	6,800	7,042

(23) 資源化センターの運営 (資源対策課)

適正な資源化を図るため、各家庭から分別回収した資源物を資源化センターにおいて、選別、圧縮、梱包等の処理を行いました。

また、安定した処理を行うため、リサイクル処理機器の修理を実施しました。



選別の様子

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
資源化率 (%)	38.3	34.9

(24) リサイクルプラザの運営 (資源対策課)

平成 21 年度より指定管理者を導入して運営を行っており、リサイクル作品の教室やイベントの内容を充実し、実施回数も増やしました。

また、粗大ごみを修理した家具の販売事業について、販売方法を変更しました。

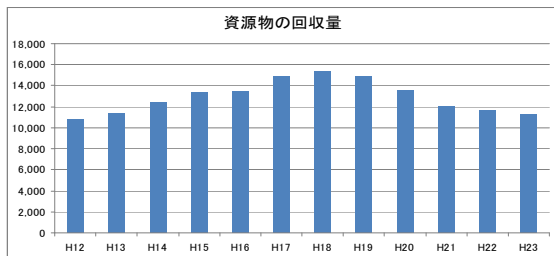
その結果、来館者数、再生家具販売数ともに、実績が大幅に向上しました。



様々な再生家具

■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
来館者数 (人)	17,000	19,771
再生家具販売数 (件)	1,300	1,582

(25) 分別回収事業の充実 (資源対策課)



資源化を推進するため、広報掲載等により、分別の徹底を図りました。

また、資源物持ち去り防止のためのパトロールを 32 回実施し、警告書の交付を 2 件行いました。

■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
資源化率 (%)	38.3	34.9

(26) 市庁舎ごみゼロ運動 (施設管理課 23 年度：管財課)

市庁舎から排出されるゴミの分別を徹底し、資源化率を維持するために研修を実施しました。リユース・リデュースも積極的に取組み省資源に努めました。

庁内にある分別ごみ箱



■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
市庁舎ごみゼロ研修の開催 (回)	1	2
排出物の資源化率 (%)	97.5	98.7

(27) 大型生ごみ処理機設置の試行 (資源対策課)



大型生ごみ処理機による生ごみの減量化、資源化を検証するためにさつき町、大谷地区の集合住宅2箇所モデル事業を継続しました。

さつき町では 2,790 kg/年、大谷地区では 674 kg/年の減量化が図れ、生成物（堆肥）においては、さつき町では 599 kg/年、大谷地区では 145 kg/年を回収できました。

回収した生成物は、堆肥としてイベント等で市民へ配布しました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
モデル事業地（箇所）	2	2
大型生ごみ処理機による生ごみ削減量（kg）	4,300	3,464

(28) 高座清掃施設組合の運営 (資源対策課)

一般廃棄物処理基本計画に基づき、施設組合処理施設での適正処理を実施しました。

老朽化が進んだ現ごみ処理施設の更新については、施設組合を事業主体として進めます。その経費に関して、循環型社会形成推進交付金の補助を受けるため、大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・施設組合の4市1組による地域計画を策定し、環境省から承認を得て、平成22年12月から計画運用を開始しています。

同じく、現し尿処理施設の更新については、施設組合を事業主体とし、防衛施設周辺民生安定施設整備助成事業として国庫補助を受け、実施する予定です。

(29) ごみ処理広域化実施計画の推進 (資源対策課)

大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画（平成20年3月策定・計画期間は平成20年度から29年度）の広域化全体スケジュールに基づき、排出抑制・資源化・緊急時の対応等、基本施策の実施を行いました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
調整会議開催回数（回）	3	5
ごみ処理広域化の課題検討（件）	3	4

5 その他

(30) 海老名環境基金 (環境みどり課 23:環境政策課)

市民・事業者・行政が協働して良好な環境の保全と創造に関する事業を推進する財源とすることを目的に、平成 20 年 10 月に設立しました。

【基金の活用対象】エネルギー・環境負荷対策、資源化・美化対策、緑化対策、環境教育・啓発

【基金の内訳】市民・団体・事業者からの寄附金、寄附金額と同額を市が繰入(マッチングギフト)、環境関連事業による収益金の一部繰入、利息等

【23 年度末現在高】 76,427,552 円



(31) 学校版環境 ISO 事業 (教育指導課 23:学校教育課)

海老名市えびなっ子環境 ISO 実施要綱に基づき、平成 18 年度から市内の全校で、環境教育に加え、特色ある省エネ行動や環境にやさしい活動を継続して実施しています。平成 23 年度においても、前年度の取組内容の検証や改善を行い、学校の状況に応じた活動を行いました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
認定校数 (校)	19	19

(32) 小学校校庭芝生化への試行・研究 (教育総務課)

東柏ヶ谷小学校では、ほふく茎(ランナー)から 17,500 ポットの苗を育て、低コストでの芝生化を目指しました。この芝種は夏芝のティフトンで、校庭全面約 3,000 m²に全校児童 643 人で植苗しました。

門沢橋小学校、中新田小学校、有鹿小学校では、それぞれの校庭全面約 4,350 m²、10,000 m²、3,900 m²にティフトンの芝種子を業者散布により植付けました。さらにプール跡地へ野芝の植付けを 4 校で行いました。

今年度は、プール跡地以外の芝生の育成が上手く進まず、来年度以降の課題となりました。今後は芝生が順調に生育するよう水や肥料及び芝刈りを計画的に行うとともに剥げた箇所へのティフトン芝の補植を継続的に行い、児童が安心して裸足で遊べる校庭になるよう取り組んでいきます。

東柏ヶ谷小学校植付けの様子



■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
芝生化実施校 (校)	1	5

II 地域環境

i 身近な生活環境を守ろう

1 河川等の水質保全

(33) 公共下水道整備（污水）（下水道課）

公共下水道枝線管渠整備、公共汚水柵設置工事を行い、68戸設置しました。
市民の快適な生活環境を図る施設として、下水道事業の役割は大きいので引き続き未整備箇所
の解消に努めました。

- ① 公共下水道 38 分区枝線工事 241.0m
② 公共下水道 33 分区枝線工事 131.3m 計 372.3m

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
污水管渠整備延長（m）	371	372
污水柵設置戸数（戸）	90	68

(34) 市街化調整区域の公共下水道整備（下水道課）

平成 23 年度は、污水幹線整備に重点をおき、延長 247mの整備を行いました。

- ① 中河内幹線整備工事 246.9m

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
污水管渠整備延長（市街化調整区域）（m）	247	247

(35) 公共下水道基本計画変更（下水道課）

適正な下水道計画を策定、実施することにより、浸水被害を防止し、市民の安全性の確保・
生活環境の向上・公共用水域の水質保全を図りました。

(36) 公共下水道事業認可変更（下水道課）

公共下水道事業実施のための事業計画変更認可申請を行いました。

(37) 水道料金と下水道使用料の一括徴収事業（下水道課）

水道料金と下水道使用料の一括徴収を県企業庁において行いました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
使用料徴収委託件数（件）	306,000	305,487
使用料収納件数（件）	305,400	293,511

(38) 事業場排水水質調査（下水道課）

定期的に対象事業場の污水排水を採取・分析し、下水道法等の基準値を満たしているか調
査します。事業場への立ち入り調査により、排水処理施設が適正に維持管理されているかを
確認しました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
立入調査等実施事業場数（事業場）	167	137

(39) 流域下水道接続点水量調査 (下水道課)		
流域下水道接続点等 23 地点に流量計を設置し、公共下水道流入量を測定しました。		
■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
流域接続点等箇所数 (箇所)	23	23
年間の汚水量 (km ³)	19,527	18,304

(40) 公共下水道の整備 (雨水) (下水道課)		
平成 23 年度は、延長 1,108mの雨水管渠の整備を行いました。		
① 貫抜二号雨水幹線工事 98.1m		
② 杉久保雨水幹線工事 (その 2) 16.7m		
③ 貫抜排水区 158-1 号排水路工事 56.8m		
④ 貫抜排水区 45 号ほか 1 排水路工事 168.3m		
⑤ 東原排水区 145 号排水路工事 126.5m		
⑥ 貫抜排水区 5 号排水路工事 (その 2) 135.5m		
⑦ 社家排水区 (その 3) 排水路工事 120.0m		
⑧ 社家排水区 (その 3) 排水路工事 (その 2) 98.0m		
⑨ 社家排水区 (その 3) 排水路工事 (その 3) 122.4m		
⑩ 社家排水区 (その 3) 排水路工事 (その 4) 165.7m		
計 1,108m		
■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
雨水管渠整備延長 (m)	1,108	1,108

(41) 雨天時等不明水対策の推進 (下水道課)		
誤接家屋調査と解消指導。区域を定めた浸入水調査とマンホールライニング及び止水工事を実施しました。		
■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
管渠内調査延長 (m)	4,000	3,785
補修管渠延長 (m)	300	38.3
補修箇所 (箇所)	20	8

(42) 水洗化の普及促進 (下水道課)		
未水洗化家屋の所有者に対し、下水道水洗化への働きかけ及び水洗化工事を実施できない理由を把握するためのアンケート調査を実施しました。(2年に1回実施)		
市内未水洗化家屋 577 件のうちの 341 件、回答件数 162 件、回答率 47.5%		
■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
処理区域内人口 (人)	123,497	122,367
水洗化人口 (人)	119,850	120,014

2 騒音・振動防止対策

(43) 厚木基地航空機騒音対策 (企画財政課 23: 政策経営課)

厚木基地における航空機騒音問題の早期解消に向け、厚木基地騒音対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会等により、国や米軍に対し要請活動を実施しました。

また、要請活動の基礎資料とするため、市内5か所に設置している騒音計の航空機騒音データの測定・収集を行いました。



■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
5秒間以上継続する70db以上の測定回数(東柏ヶ谷小・年間)(回)	12,000	8,625

工場・事業場等における騒音振動及び有害物質の排出規制・指導を行いました。(『5大気汚染・悪臭防止対策の大気汚染等監視、規制、指導』を参照)

3 水循環型社会の構築

(44) 地下浸透による地下水涵養の促進 (下水道課)		
<p>都市下水路等水域の雨水流入を軽減し、氾濫防止のための雨水浸透施設の設置を促進するため、開発指導により雨水排水は原則として敷地内処理とし、浸透枳の設置を指導しました。</p> <p>開発行為において 39 件指導し、浸透枳が設置されました。(実施率 100%)</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
開発行為指導件数 (件)	65	39

(45) 合併浄化槽整備助成事業 (下水道課)		
<p>し尿及び生活上の雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽 (10 人槽以下) を設置した方に費用の一部を補助しています。設置後、浄化槽法において義務づけられている法定検査の受検率が低いため、受検義務の周知に努め適切な管理を促進します。</p> <p>【23 年度補助件数】 5 人槽=7 基 (新規: 6 基、転換: 1 基)、 7 人槽=7 基、 10 人槽=1 基</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
設置台数 (台)	20	15

相模川の支流である河川や地下水を調査し、水質環境の保全を図っています。また、事業所排水についても水質測定を行い、河川の水質汚濁防止に向けた指導を継続していきます。

また、地盤沈下の状況確認のため、立入調査を実施し、採取状況の確認や採取量の抑制についての指導と併せ水準点の測量調査も行っています。



○永池川（2 地点）、貫抜川（2 地点）、釜坂川（1 地点）、目久尻川（2 地点）で採水を行い、生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素量（DO）、水素イオン濃度（PH）について、調査測定を実施しました。

○地下水については、環境基準で設定されている 26 項目について調査しました。5 地点でそれぞれ全 26 項目を調査しました。

○排水に対する規制・指導について、下水道に接続されていない事業所の排水を 10 カ所採取し、水質測定を行いました。（基準値超過なし）

○地下水採取事業所指導について、県条例に基づく地下水採取を規制している 26 事業所に対し、立入調査等を実施しました。また、地盤沈下の状況確認のため、水準点の測量調査を行いました。

平成 23 年度測量調査の結果、水準点数 91、うち有効水準点数（前年度と比較して変動量を算定できた地点）82 地点⇒沈下 81 地点、隆起 1 地点、不動 0 地点

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
水質関係調査（排水、河川、地下水）（ヶ所）	22	22
地盤沈下水準測量調査（ヶ所）	82	82

4 化学物質等対策（5 大気汚染・悪臭防止対策参照）

5 大気汚染・悪臭防止対策

(47) 大気汚染等監視、規制、指導（環境みどり課 23：環境政策課）

呼吸器系疾患の原因の一つとなる二酸化窒素や浮遊粒子状物質、光化学スモッグの主な原因といわれている光化学オキシダント、ダイオキシン類の調査測定を行っています。

今後も測定による経年変化の把握、市民相談への対応とともに、事業所等への普及啓発を進めます。

騒音は、事業活動や日常生活により出される、やかましい音や好ましくない音の総称をいい、聞く人の感覚や主観により判断されることもあり、健康状態や心理状態によっても左右されます。

振動は、事業活動等に伴って発生し、周囲の地盤に伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えます。振動の防止策としては、地盤の段差の解消や通行経路の変更などが考えられますが、講じにくい側面が多く、作業員への振動抑制の配慮を徹底する必要があります。

悪臭の原因は、工場や事業場、飲食店などのサービス業や個人住宅の燃焼行為などの日常生活からも発生しています。発生源が多様であるとともに、複合臭であることが多く、また、感じ方にも個人差があることなどの理由により、対応が困難な場合もあります。

○二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO₂）、光化学オキシダントについて、市内の測定地点（1ヶ所＝市役所）で測定しています。光化学オキシダントの1時間値の最高値は基準を超えていますが、その他の各値は環境基準に適合しています。

○ダイオキシン類（土壌）については、市内2地点（今泉小学校、有鹿小学校）で調査測定しました。いずれも環境基準に適合していました。

○大気汚染監視、公害防止のため窒素酸化物簡易測定を21ヶ所行いました。また、ダイオキシン類分析調査は6カ所（年2回）行いました。いずれも、環境基準に適合していました。

○屋外燃焼行為に関する市民相談は51件ありました。屋外燃焼は慣習等例外事項を除いて禁止されているため、燃焼行為者には啓発パンフレットを配布し、再発防止に努めました。

○騒音（航空機以外）に係る相談状況について、平成23年度は42件の相談が寄せられました。工場・事業所からの騒音、飲食店等からのカラオケ騒音、建設工事等からの騒音などが主な要因です。

○振動に係る相談状況について、平成23年度は8件の相談が寄せられました。振動に係る相談については、発生源が騒音と同一であることが多くみられます。

○悪臭に係る相談状況について、平成23年度は29件の相談が寄せられました。現地調査を行っていますが、臭気を感じ方は個人差があることから、対応が困難な場合もあります。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
窒素酸化物簡易測定（ヶ所）	21	21
ダイオキシン類分析調査（ヶ所）	6	6

6 廃棄物への対応（I 地球環境→i 地球温暖化の防止→4 廃棄物対策参照）

7 道路環境整備

(48) 社家岡田線整備の促進（道路整備課）	
<p>神奈川県への施策要望を実施しました。 整備に向けた神奈川県、厚木市、海老名市の三者による会議が開催され、課題等の抽出を行ないました。</p>	

(49) 幹線・準幹線道路の整備（道路整備課）		
<p>市内道路ネットワークを整備に向け、幹線・準幹線の整備を実施し、利便性の向上、交通渋滞の解消などを図りました。</p>		
<p>〈23 年度実績〉</p>		
市道 61 号線改良工事	L=69m	
市道 402 号線ほか 1 路線交差点改良工事	L=234.5m	
市道 1129 号線舗装工事	L=37m	
市道 2614 号線ほか 1 路線道路新設工事	L=138.5m	
市道 26 号線道路改良（行政界 座間市委託工事）	L=20m	
ほか市道 18 号線 2 件、市道 1568 号線 1 件	L=109m	
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
整備延長（m）	150	608

(50) 橋梁の整備（道路整備課）		
<p>相模川河川改修の河幅拡張に伴いあゆみ橋の 1 径間延伸整備を進め、都市間交通の保全を図りました。</p>		
<p>〈23 年度実績〉</p>		
あゆみ橋延伸整備工事		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
橋梁の架設、架け替え整備箇所（箇所）	1	1

(51) 鉄道の立体化(第2期：JR 相模線、相模鉄道厚木線)（道路整備課）	
<p>神奈川県への施策要望を実施しました。 整備に向け、神奈川県主催により関係者に対する説明会が開催され、海老名市でも説明会に出席しました。</p>	

(52) 道路の適正な維持管理（道路維持課）	
<p>道路及び道路施設の安全確保と快適な環境を保全するため、道路補修工事、路面清掃、道路照明灯の維持管理などの業務を実施しました。また、道路パトロールの充実を図り、迅速に対応し適切な道路維持管理を行いました。</p>	

(53) 街路の適正な維持管理 (道路維持課)		
街路の安全確保と快適な環境を保全するため、4路線ある街路について、道路照明灯に関しては、建替えを含め48箇所を修理し、路面清掃・排水施設の清掃等を定期的にも実施しました。		

(54) 道路の修繕 (道路維持課)		
15路線の道路の路面や排水施設の改修を行ない、交通の安全性の向上を図りました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
完了した修繕工事の路線数 (路線数)	50	15


(55) 海老名駅周辺整備の推進 (道路整備課)		
38号水路の上部を道路として活用する事で、海老名駅東口地区の利便性の向上と中心市街地としての基盤整備を目指し、水路の暗渠化 (BOX化) を図りました。 なお、38号水路の事業は平成25年度完了予定です。		
〈23年度実績〉		
38号水路 (市道2625号線) 改良工事		L=80m
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
整備延長 (m)	60	80

(56) 道路の再整備 (道路維持課)		
平成23年度は杉久保地区、国分寺台地区、上今泉五丁目について「住宅地内再整備区域」として、10路線の道路工事を実施しました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
完了した工事の路線数 (数)	15	10
完了した工事の延長数 (m)	2,000	1,427

(57) 歩道の整備 (道路整備課)		
自動車交通量が多い路線や歩行者通行が多い路線、通学路に指定された路線などに歩道整備を行ない、歩行者の安全な動線を確保しました。		
〈23年度実績〉		
市道2号線歩道整備工事	L=121m	
市道23号線歩道整備工事	L=140m	
市道28号線歩道設置工事	L=30m	
市道41号線歩道設置工事	L=38m	
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
整備延長 (m)	150	329

(58) 鉄道関連整備 (道路整備課)	
<p>「踏切道改良促進法」及び「踏切事故防止総合対策について(通達)」に基づき、危険な踏切道の改良を行い、歩行者の安全を確保すると共に車両交通の円滑化を図りました。</p> <p>なお、上郷第四踏切の事業は平成24年度完了予定です。</p> <p>〈23年度実績〉 JR相模線・上郷第四踏切</p>	

(59) 一般生活道路の整備 (道路整備課)									
<p>市民生活にとって最も身近である生活道路の拡幅や改良などにより、生活の質や利便性の向上、地域防災などに寄与することで、生活環境の改善を図りました。</p> <p>〈23年度実績〉</p> <table border="0"> <tr> <td>市道512号線改良舗装工事</td> <td>L=107m</td> </tr> <tr> <td>市道790号線改良舗装工事</td> <td>L=20m</td> </tr> <tr> <td>市道824号線改良舗装工事</td> <td>L=29m</td> </tr> <tr> <td>市道1135号線改良舗装工事</td> <td>L=65m</td> </tr> </table>		市道512号線改良舗装工事	L=107m	市道790号線改良舗装工事	L=20m	市道824号線改良舗装工事	L=29m	市道1135号線改良舗装工事	L=65m
市道512号線改良舗装工事	L=107m								
市道790号線改良舗装工事	L=20m								
市道824号線改良舗装工事	L=29m								
市道1135号線改良舗装工事	L=65m								
■目標指標	H23 実績値								
整備延長 (m)	221								

(60) さがみ縦貫道路の整備促進 (道路管理課 23:建設総務課)	
<p>さがみ縦貫道路の整備を促進し、道路混雑の緩和や住環境の向上、地域の産業・経済の活性化を図り、災害発生時の高速道路ネットワーク機能を確保するため、関東国道協会・首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会等を通じ、国会議員、国土交通省等に要望を行いました。</p> <p>(海老名JCTから海老名IC区間は、平成22年2月27日に供用開始しています。)</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">海老名ジャンクション</p>
■目標指標	H23 実績値
要望回数 (回)	4

(61) 新東名高速道路の整備促進 (道路管理課 23:建設総務課)	
<p>第二東名自動車道の整備を促進し、道路混雑の緩和や住環境の向上、地域の産業・経済の活性化を図り、災害発生時の高速道路ネットワーク機能を確保するため、新東名高速道路建設促進協議会・関東国道協会等を通じ、国会議員、国土交通省等に要望を行いました。</p>	
■目標指標	H23 実績値
要望回数 (回)	3

(62) 県道整備の促進 (道路管理課 23:建設総務課)		
<p>広域幹線道路である県道の拡幅整備や混雑交差点改良、安全対策、県道周辺地域における混雑緩和を図るため、「予算施策に関する要望」等により、県に要望を行いました。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
要望回数 (回)	2	3

(63) 河原口中新田線の整備促進 (道路管理課 23:建設総務課)		
<p>さがみ縦貫道路のアクセス道路として重要な、都市計画道路河原口中新田線は、平成22年2月19日に下今泉門沢橋線までの区間と、相模興業入口までの区間が供用開始しましたが、北側の相模大橋方面までの区間の早期整備について、事業者である神奈川県に対し、「予算施策に関する要望」により要望を行いました。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
要望回数 (回)	1	2

(64) 下今泉門沢橋線の整備促進 (道路管理課 23:建設総務課)		
<p>さがみ縦貫道路のアクセス道路として重要であるとともに、市内を南北に縦断する主要幹線道路でもある都市計画道路下今泉門沢橋線の、都市計画道路河原口勝瀬線以北の整備促進について、事業者である神奈川県に対し、「予算施策に関する要望」により要望を行いました。平成24年1月31日、神奈川県が地元に対して、今後事業を進めていくための説明会を開催しました。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
要望回数 (回)	1	2

(65) 国道・県道の環境整備の要望 (道路管理課 23:建設総務課)		
<p>国道・県道の状況及びそれに対する早期対応の要望を道路管理者へ伝え、国道・県道の周辺環境の整備、及び安全確保についての要望を行いました。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
要望回数 (回)	32	19

8 防災

(66) 危機管理の強化 (危機管理課 23：市民安全課)

市民の日常生活の安全・安心を図るため、地域防災計画で想定している以外の危機管理について対処しました。

(67) 防災対策の充実 (危機管理課 23年度：市民安全課)

地震・風水害等から市民の生命・身体及び財産を守るため、台風などの風水害の対処を行うとともに、災害対策用資機材等の整備と保守を行いました。

また、3月11日に発生した東日本大震災を受け、災害対策本部を設置し、市内の被害状況の把握、駅滞留者の避難所への誘導、被災地支援、計画停電への対応等、震災対応を行いました。



避難所での
食糧配布

駅滞留者の誘導風景



救援物資の積み込み風景




■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
地域防災計画の見直し(回)	1	1
広報えびなへの掲載(防災情報)(回)	2	2
災害対策用携行ポーチ(児童用)の配付(個)	7,550	7,550

(68) 応急危険度判定活動の充実 (都市計画課)

判定士電話連絡網を整備し、判定士会議・参集訓練を実施しました。県推進協議会へ参加しました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
判定士会議・参集訓練の実施回数(回)	1	1
判定士・コーディネーターの研修回数(回)	1	1

(69) 木造住宅耐震事業の促進 (都市計画課)		
<p>木造住宅耐震事業の促進として、以下の相談及び補助を実施しました。</p> <p>無料耐震相談 (年 4 回・483,000 円)</p> <p>簡易診断補助 (5 件・100,000 円)</p> <p>一般診断補助 (31 件・1,415,000 円)</p> <p>耐震改修工事費等補助 (計画 22 件・1,020,000、工事 17 件・8,970,000 円)</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
無料耐震相談回数 (回)	4	4
耐震診断費の補助件数 (簡易診断) (件)	10	5
耐震診断費の補助件数 (一般診断) (件)	20	31
耐震改修工事費の補助件数 (件)	15	17

(70) 相模川改修の促進 (道路管理課 23:建設総務課)		
<p>治水上の安全確保及び住環境の保全を図るよう相模川水系河川環境管理基本計画に基づき、相模川の河川整備・環境整備の促進を、河川管理者である神奈川県に対し要望を行いました。</p>		
	H23 目標値	H23 実績値
要望回数 (回)	1	1

(71) 永池川改修の促進 (道路管理課 23:建設総務課)		
<p>永池川は、浸水発生が多く、周辺農地への影響も大きいため、河川管理者である神奈川県に対し、環境に十分配慮した早期改修を、「予算施策に関する要望」により要望を行いました。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
要望回数 (回)	1	2

(72) 消防車両の整備更新 (消防総務課)

消防団車両更新



資器材運搬車新規購

平成 23 年度は、NOx・PM 法により使用ができなくなる 1 台の消防団車両の更新と東日本大震災の教訓を基に、災害時の資器材運搬車両を新規導入し、消防力の充実及び環境影響の低減を図りました。

■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
更新車両数 (台)	1	1
新規購入車両数 (台)	-	1

(73) 火災予防業務の推進 (予防課)

消防査察及び、消防訓練を実施しました。

また、市内事業所を対象とした屋内消火栓操法大会の実施、防火ポスターコンクール作品の募集を行いました。

- ①消防査察の実施
- ②消防訓練の実施
- ③屋内消火栓操法大会の実施
- ④防火ポスターコンクールの実施
- ⑤春・秋火災予防運動の実施
- ⑥住宅用火災警報器普及活動
- ⑦少年少女消防体験学習会

■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
消防査察実施件数 (件)	219	228
消防訓練の実施件数 (件)	290	448

ii 海老名市の特性を活かそう

1 美しい都市景観の形成

「海老名市景観基本計画」、「海老名市景観推進計画」による良好な景観の保全、育成を推進しました。※下記「2 丘陵地・緑地の保全」内、景観推進事業参照

(74) 美しい景観の形成 (住宅公園課 23:都市整備課)

景観法、海老名市景観条例に基づく届出制により、開発行為や一定規模以上の建築物の建築等の際には「海老名市景観推進計画」に基づく景観形成基準により、景観を損なう行為を防止しています。

このほか職員の意識向上のため、「公共施設における色彩の選び方」と題し、公共施設の色彩に関する勉強会を開催しました。



勉強会の風景

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
届出件数(件)	60	54
普及啓発の講座・勉強会等(回)	-	2

(75) 街路樹の緑化推進 (道路維持課)

街路樹の剪定等の委託を年2回実施しました。また、市民団体による参加は、4団体が4箇所の道路空地において植栽管理を行いました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
植栽実施回数	2	2
植栽帯維持管理実施箇所数(箇所)	4	4

2 丘陵地・緑地の保全

(76) 緑の保全 (環境みどり課 23:公園緑地課)

自然緑地保全区域の指定、自然緑地保存樹木の指定、市有緑地の管理及び生垣設置奨励を行いました。

自然緑地保存樹木



生垣



■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
自然緑地保全区域指定面積 (m ²)	186,000	182,239.791
自然緑地保存樹木指定本数 (本)	230	222
生垣設置延長 (m)	75	15

(77) 緑の創造 (環境みどり課 23:公園緑地課)

開発行為、建築行為の緑化指導を、海老名市環境保全条例、開発指導要綱に基づき実施しました。

(78) 緑化啓発 (環境みどり課 23:公園緑地課)

○緑化推進事業
地域緑化事業や緑化ポスターコンクール、緑化功労表彰などを実施し、市民の緑化意識の高揚を図り、みどり豊かなまちづくりを推進しました。



■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
緑化推進協議会事業参加者数 (人)	2,000	2,708

3 農業の振興

(79) 地域営農集団への支援 (農政課)		
都市化の進展により専業農家が減少する中、農作業の受託の増大に対応する農業集団の育成を図り、地域ぐるみの自主的な農地の利用調整活動、農作業の共同化等の推進しました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
作業受託面積 (ha)	30	36
農用地指定面積 (ha)	91	90


(80) 女性農業者グループ育成 (農政課)		
女性の農業経営への参加意欲の向上と組織強化を図るため、女性農業者育成活動への支援を行ないました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
事業数 (件)	3	3

(81) 農業後継者対策事業の推進 (農政課)		
後継者組織の研修活動の推進、団体相互の交流等により農業の担い手となる後継者の育成を図りました。またえびな米オーナー事業に対し助成をしたことで市民の農業への理解を深めました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
認定農業者 (新規・再認定) (人)	2	5
認定農業者総数 (人)	67	57

(82) 都市型農業の推進 (農業委員会)		
都市近郊における遊休農地、荒廃農地の有効利用策として、農業者、一般市民等の参加を得て、そば、小麦、大豆の栽培を実施しました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
都市型農業を考える集い開催回数 (回)	1	1
都市型農業を考える集い参加者数 (名)	120	25

(83) 農業団体等との連携強化 (農政課)		
地域農業の課題等の解決に向けた協議等の連携を図り、それぞれの役割についての確認、調整により、事業の円滑、効率的な推進を図りました。また、農業に対する情報提供、相談体制整備の検討を行い、平成 20 年度に農業振興推進員を設置し、地域との連携による事業推進を図りました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
会議等の開催回数 (回)	6	6

(84) 畜産経営への支援 (農政課)		
家畜伝染病発生防止のための検査、予防接種への助成を行いました。また関係機関との連携による環境対策等(悪臭、虫など)の指導を実施しました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
予防接種実施回数(回)	1	1
実施家畜数	10,000	16,000


(85) 農地貸し借りの促進 (農業委員会)		
農地の貸し借り等を促進し、遊休農地・荒廃農地の解消を図るため、「農委だより」を活用して、農地の貸し借りについての記事を掲載し情報を農業者にPRしました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
農委だよりの発行(回)	1	1
農用地利用集積計画(継続)(m ²)	210,000	275,490
農用地利用集積計画(新規)(m ²)	25,000	73,497

(86) 農業事業資金利子補給 (農政課)		
農業経営の近代化、合理化を目的とした設備投資資金等の借入(農業経営基盤強化資金、かながわ都市農業推進資金、営農小口資金)に関して、利子の補給を行い、農業経営者の負担を軽減しました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
利子補給件数(件)	70	40


(87) 野菜価格安定対策 (農政課)		
計画的な生産、出荷を促進し、市場への安定供給と農業経営の安定化を図るための作付協定事業に対し、生産農家(キャベツ、レタス)の負担を軽減するため、一部補助を行ないました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
参加農家数(名)	30	14

(88) 生産・流通・出荷関連施設等整備の支援 (農政課)		
農業経営の合理化、生産技術の高度化、環境型農業の推進を図るため、農業者団体に対し支援を行いました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
事業数(件)	6	4

(89) 環境保全型農業の支援 (農政課)		
神奈川県との環境保全型農業に関する協定に基づく事業(園芸協会イチゴ・トマト部会)の実施に対して支援しました。また農産物の安全確保のため農作業工程管理(GAP)を促進しました。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
廃棄物等処理件数(件)	2	2
処理数量(kg)	1,000	13,009

(90) 農産物地場消費拡大の推進 (農政課)		
<p>地場農業・農産物のPRを行うことにより、地産地消の拡大を図るため、花と野菜のフェスティバル、かかしまつり(2地区)、中小まつり、海老名ふれあい農業まつりに対して支援を実施しました。</p>		
		かかしまつりの風景
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
実施回数(回)	4	4

(91) 農業拠点づくりの推進 (農政課)		
市南部拠点施設の平成24年度秋稼動に向け、補正予算措置を含む準備を行い工事に着手をしました。併せて地域営農団体の設立に向けた協議を進めていきます。		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
打合せ回数(回)	7	10

(92) えびな愛農事業の推進 (農政課)		
<p>繁忙期の農家をボランティアで手伝いできるような農業の知識と技術を持つ「援農ボランティア」を育成するため、圃場での実地研修を実施しました。</p> <p>また、ボランティア登録制度からの農家へのお手伝いを開始いたしました。</p>		
		実習風景
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
講習開催回数(回)	10	30
講習受講者数(人)	30	5

(93) 農業の活性化 (農政課)

耕作放棄地の有効活用の一環として、菜の花栽培を実施し、栽培方法について検討しました。

22年度に栽培した菜種について収穫・搾油を行い、学校給食へ活用したほか、廃油についてはBDF化モデル事業に取り組みました。

また水田における観賞用菜の花栽培については摘み取りイベントも開催しました。



■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
実施面積 (反)	5	6
収穫量 (kg)	750	575

(94) ふれあい農業・観光農業の推進 (農政課)



なしのもぎ取り風景

土と親しむ機会の少ない市民への農業体験の場を提供するため、季節の野菜・果樹のもぎ取り、掘り取り等が楽しめる「ふれあい農業」、「土の日」を開催する農業者団体及び農家に対して支援しました。これらにより、収穫の喜びを体験するとともに、生産者・消費者とのふれあい交流、地産地消を拡大し、地場産業の振興を図りました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
実施回数 (回)	8	7
参加者数 (人)	500	1,235

(95) 学校との連携推進 (農政課)

学校単位で行う農業体験授業に対して支援を実施しました。

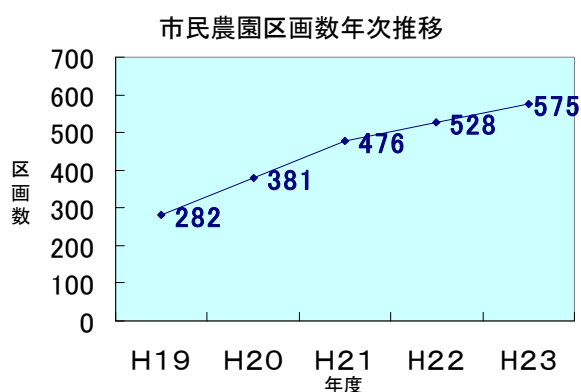
また、農業センサス2010を基盤に「えびなの農業」を小学生向け副教材として作成しました。



農業体験風景

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
教育ファーム実施校 (校)	13	8
学校給食における地場農産物 (品)	10	12
教育ファーム参加人数 (人)	1,500	1,500

(96) 市民農園の推進 (農政課)



市民の余暇活動の多様化の中で、土と親しむ場や農作業体験の需要が高まっていることから、遊休農地を活用した市民農園の新規開設、運営、管理を実施しました。

■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
新規開設 (箇所)	3	2
市民農園総数 (箇所)	20	20
区画総数 (区画)	600	575

(97) 農業用道路の整備 (農政課)

農業振興区域内の砂利道を舗装整備し、また、既存道路の維持補修を行い、農作業の効率化、生産性の向上及び安全な通行を確保しました。

■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
整備計画路線 (路線)	1	3
補修箇所 (箇所)	3	3

(98) 農業用排水路の整備 (農政課)

農業振興区域内の素掘の農業用排水路をU型側溝等に整備し、また、既存水路の維持を行い、農業者の維持管理の軽減、農作業の効率化及び生産性の向上を図りました。

■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
整備計画路線 (路線)	2	1
補修箇所 (箇所)	15	21

(99) 水田用暗渠排水の整備 (農政課)


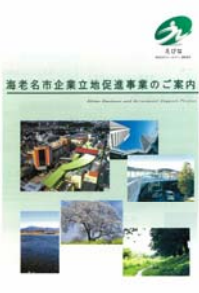
農業振興区域内の水田用排水で、老朽化した部分の維持補修を行い、農作業の効率化、生産性の向上を図りました。

■目標指標	H 23 目標値	H 23 実績値
補修箇所 (箇所)	2	2

4 都市環境の整備

(100) 企業立地の促進 (商工課)

固定資産税・都市計画税の軽減、雇用奨励金・障害者雇用奨励金・環境施設奨励金の助成、用地の確保等により、多くの企業の立地を促進するため、この事業の周知等に取り組み、新規立地企業の増加に努めたところ、平成 22 年度中には 1 件の事業計画が申請され、認定しました。

企業立地促進事業のご案内パンフレット

■ 目標指標	H23 目標値	H23 実績値
申請件数 (件)	1	1

(101) ゆとりあるまちづくりの推進 (都市計画課)

特別業務地区 (本郷) 廃止し、地区計画を策定しました。
開発行為及び建築行為に対する指導を行いました。

(102) 地区計画の導入 (都市計画課)

特別業務地区 (本郷) の都市計画及び同地区の建築制限条例の廃止と同時に、同地区に地区計画を策定しました。

■ 目標指標	H23 目標値	H23 実績値
地区計画の都市計画決定件数 (件)	1	1

(103) 区域区分の見直し (都市計画課)

将来の線引き見直しに向け、関係する情報の収集を行いました。
都市計画基礎調査を行いました。

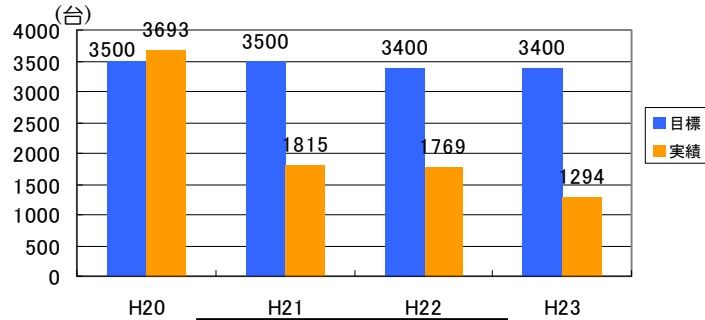
(104) 放置自転車対策 (駅周辺対策課 23:市民安全課)

市ではにぎわいのある駅周辺の歩行者空間での安全と街の景観を守るため、条例に基づき自転車等放置禁止区域内の自転車・原動機付自転車への放置禁止指導・啓発活動及び撤去・移動を実施しております。

23年度の実績としましては、目標を上回る指導・啓発活動を実施し、放置禁止区域内の自転車等を減少させることができ、目標値に対して撤去実績台数も大幅に下回ることができました。



指導(警告書の添付)



撤去台数推移

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
放置自転車等対策PR回数 (回)	2	3
啓発活動日数 (回)	200	289
放置防止巡回指導日数 (日)	200	289
放置自転車等移動台数 (台)	3,400	1,465

(105) 自転車駐車場等の整備 (駅周辺対策課 23:市民安全課)

JR 社家駅前広場(自転車等駐車場含む)の整備に向けて、用地買収のための交渉の実施(一部買収済)及び設計を致しました。

(106) 畜犬の登録 (環境みどり課 23:環境政策課)

4月に市内の公園やコミセン等で狂犬病予防集合注射を実施しました。また、飼い主のマナー向上のため、犬のフンの持ち帰りを促すマナー看板を、窓口で配布しました。



■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
畜犬登録頭数(頭)	7,000	7,123
プレート・パンフレットの配布数(枚)	300	284
狂犬病予防注射済頭数(頭)	6,300	6,050

(107) 海老名市中心市街地周辺地区の整備促進 (都市計画課)

事業所管課である都市整備課と共に、地権者、関係機関等との調整・協議を行いました。

(108) 海老名運動公園周辺地区市街地の整備促進 (都市計画課)

市街化編入に向けて、事業所管課である都市整備課と共に、地権者、関係機関等との調整・協議、検討を行いました。

(109) 本郷・門沢橋地区周辺市街地の整備促進 (都市計画課)

市街化編入に向けて、事業所管課である都市整備課と共に、地権者、関係機関等との調整・協議、検討を行いました。

(110) 住居表示の整備 (住宅公園課 23:都市整備課)

- ① 中野地区の住居表示の実施
- ② 河原口地区の住居表示実施に向けての準備
- ③ 駅間西口地区の住居表示に向けての準備
- ④ 柏ヶ谷・社家の調査、研究

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
住居表示整備率(市街化区域)(%)	74	74
審議会開催回数(回)	1	1

(111) 土地区画整理 (市街地整備課 23:都市整備課)

海老名駅西口の土地区画整理では、低環境負荷型のまちづくりを目指し、自然エネルギーの活用やエコカー支援施設等の整備を考慮しながら、地権者や関係機関等との組合設立に向けた調整を重ねました。

また、海老名駅西口のメインロードとなる(仮称)駅前1号線の両側には、地域の緑の骨格を形成するプロムナードを設置するよう、検討を進めました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
役員会・総会等の開催数(回)	20	26

(112) 市街地の再開発 (市街地整備課 23:都市整備課)

厚木駅周辺には駅前広場がなく、県道43号をはじめとした道路渋滞や周辺商業施設の停滞等の諸問題があるため、周辺地区の権利者の方々を対象としたまちづくり勉強会を5回開催し、具体的なまちづくりについての検討を進めました。

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
説明会・勉強会等の開催数(回)	3	5

(113) 駅周辺市街地整備の推進 (市街地整備課 23:駅周辺対策課)

厚木駅周辺のまちづくりについては、地元地権者等への事業に関する説明会を実施し、地権者等及び関係機関との協議を実施しました。



厚木駅周辺(改札付近)



厚木駅周辺(人道橋)



厚木駅周辺(踏み切り周辺)

(114) JR相模線社家駅周辺整備 (駅周辺対策課)

海老名市の南部地域の拠点づくりとして、社家駅周辺の整備により周辺住民の住環境の向上及び駅利用者の利便性の向上に寄与すべく、整備実施に向けた用地買収を平成22年度より実施しております。

平成23年度には、総買収面積930.66㎡の内、544.16㎡の用地取得を実施しました。



周辺図

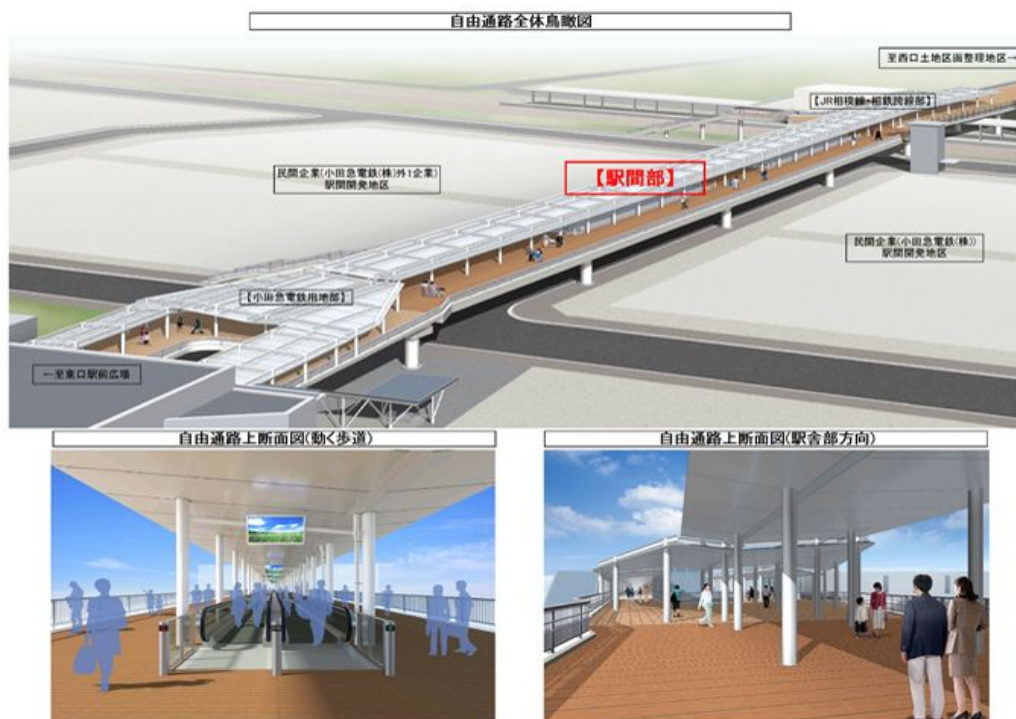


位置図

(114) 海老名駅自由通路の整備(小田急・JR 駅間部) (駅周辺対策課)

海老名駅の東西市街地の一体化に寄与する歩行者ネットワーク施設として、小田急・JR 相模線を連絡する駅間部自由通路の整備を実施することで、乗り継ぎの安全性・利便性の向上を図り、交通結節点の強化を図るべく、平成 23 年度からの 4 力年の継続事業で駅間部の自由通路を構築いたします。

平成 23 年度に於いては、各種協定書締結に向けた協議、調整を駅間地区開発事業者(小田急電鉄)、JR 東日本及び相模鉄道と実施いたしました。



■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
駅間地区自由通路整備 (市支出ベース) (千円)	53,534	31,889

(115) 中心市街地商業の活性化の推進 (商工課)

海老名駅周辺を核とした各種イベント事業を商工会議所に委託して、地元商店街等とより緊密な連携をしながら、集客力のあるまちづくりを図っています。


また、この中心市街地の活性化が、市内商業者全体の活性化への機運の高まりにつながりました。

【実施事業】相模国分寺風鈴市、えびな“彩”フェスタ



相模国分寺風鈴市風景

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
来場者数 (風鈴市) (人)	2,000	4,500

(116) 商店街の元気復活 (商工課)		
<p>商店街が元気になるための課題や改善策を研究し、東柏ヶ谷さくら並木商店街活性化計画への素案を策定しました。また、さくら並木商店街及び国分寺台中央商店会において、2月に一度、朝市を開催し、賑わいの創出が図られました。</p>		
		
各地区の朝市の風景		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
研究会開催数 (回)	-	9


(117) サブ中心商業地の整備 (商工課)		
<p>厚木駅前栄光会主催の勉強会に参加し、サブ中心商業地のあり方について、調査・研究することができました。</p>		


(118) 中小企業振興対策 (商工課)		
<p>市内事業所の経営基盤の安定化、技術開発への支援等を行うことで、市内中小企業の振興に寄与し、市内産業の活性化を図ります。</p> <p>国際規格の認証取得や製品開発に伴う依頼試験等の支援制度を整備します。また、市内事業所のPRや受発注機会の創出に対する支援を行います。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
助成件数 (件)	25	11
認証取得等の件数 (件)	3	0


(119) 商店街共同施設維持管理費の支援 (商工課)		
<p>商店街の活性化を図り、消費者が楽しく安全に買い物ができるよう、街路灯の電気料や維持管理費等を補助しました。</p>		
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
商店街数 (件)	-	10

(120) 海老名サービスエリアの有効活用方策の検討 (商工課 23: 政策経営課)		
<p>高い集客能力を持つ東名高速道路海老名サービスエリアを活用することで、市民の利便性向上及び本市の対外的セールス拠点としての有効活用方策を検討します。</p> <p>市内における貴重な資源である東名高速道路海老名サービスエリアを利活用することで、市民の利便性向上及び市を対外的にセールスすることによる産業の活性化を図ります。</p>		

5 歴史的遺産等の保護と活用

(121) 相模国分寺跡歴史公園の整備活用 (文化スポーツ課 23:社会教育課)		
<p>史跡相模国分寺跡の買上げと史跡整備を進め、保存と活用を図りました。</p> <p>平成23年度現在、公有地面積は26,458.99㎡となりました。</p>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">相模国分寺跡</div>	
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
歴史公園広場の整備拡大(公有地化率)(%)	73.8	76.75

(122) 相模国分尼寺跡歴史公園の整備活用 (文化スポーツ課 23:社会教育課)		
	<p>公有地化部分について、草花植栽や草刈等を地元自治会に委託するなど維持管理を行いました。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">相模国分尼寺跡</div>	
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
歴史公園広場の公有地化率(%)	73.0	68.64

(123) 秋葉山古墳群の保存・整備 (文化スポーツ課 23:社会教育課)		
<p>支障木の伐採、下草刈り、剪定、木材チップ敷設などの維持管理を行いました。</p>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">秋葉山古墳群</div>	
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
整備(調査率)(%)	50.0	0
来訪者数(人)	40,500	40,500

(124) 今福薬医門公園の活用 (文化スポーツ課 23:社会教育課)

敷地内に残る草木を活かした公園整備・管理を行いました。
蔵の屋根瓦の改修を行いました。



今福薬医門公園文書蔵

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
ボランティアの参加者数(年間増加人数)	22	25
利用者数(人)	7,000	7,000

(125) 文化財の保護 (文化スポーツ課 23:社会教育課)



海老名の大櫓の下草刈、有馬のハルニシの害虫駆除、建仁寺垣の取替え等保存修理を行いました。

有馬のハルニシ

■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
文化財の指定(件)	1	0
調査報告書(冊)	0	1

(126) 文化財の活用 (文化スポーツ課 23:社会教育課)

史跡散策(年4回)、文化財講演会(年1回)、野草観察会(年2回)を開催し講座(まが玉作り、矢じり作り、土器作り)も開催いたしました。
上浜田遺跡や三塚古墳の案内板を設置しました。



史跡散歩の様子

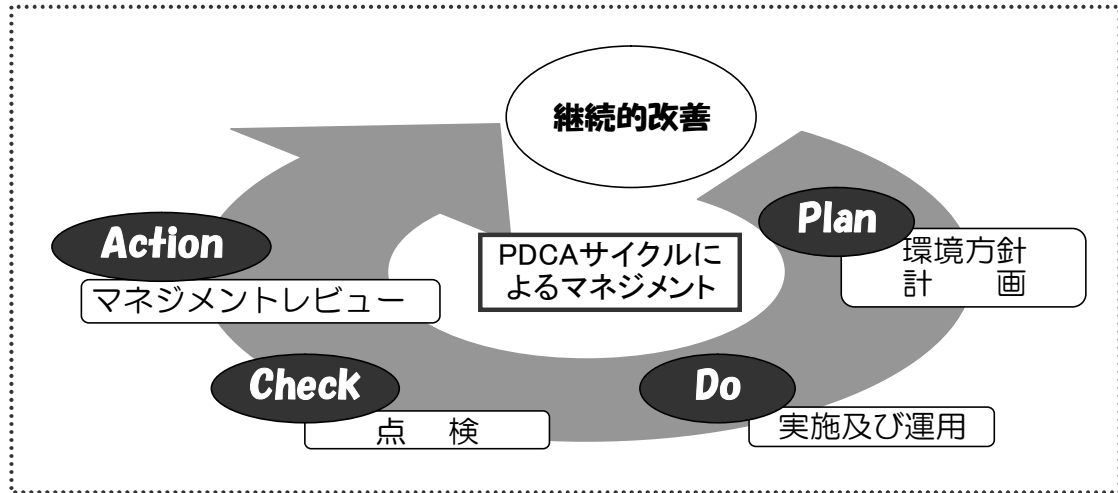
■目標指標	H23 目標値	H23 実績値
案内板の設置・補修・更新(件)	5	2
相模国分寺跡の来訪者数(人)	14,000	15,000

Ⅲ 海老名市環境マネジメントシステム の概要と運用状況

(平成 23 年度)

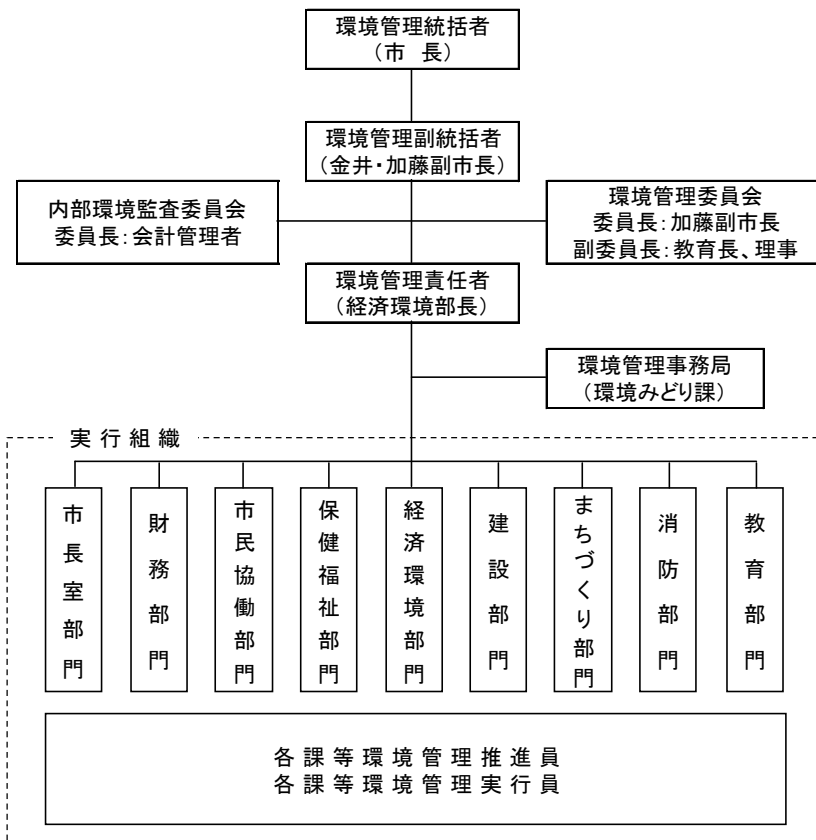
1. 海老名市の環境マネジメントシステムについて

海老名市では、平成13年5月に環境マネジメントシステムの運用を開始し、同年ISO14001規格で認証を取得しました。海老名市の環境マネジメントシステムは、PDCAサイクルを繰り返しながら、継続的改善を図っています。



2. 組織体制（環境管理組織と認証取得施設）

(1) 環境管理組織



(2) 認証取得施設

海老名市のISO14001規格認証取得サイト一覧（平成23年4月1日現在）

施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	配置職員数 (人)※
市本庁舎	海老名市勝瀬175-1	18,481.36	15,836.90	712
消防庁舎(消防本署含む)	海老名市大谷816	4,233.82	2,605.15	112
保健相談センター (子育て支援センター含む)	海老名市中新田377	3,566.00	3,394.70	60
柏ヶ谷保育園	海老名市東柏ヶ谷2-14-6	1,266.95	561.00	37
門沢橋保育園	海老名市門沢橋2-22-7	2,925.17	336.00	32
下今泉保育園	海老名市下今泉5-8-23	2,206.65	403.00	35
中新田保育園	海老名市中新田4-19-1	1,740.00	542.50	57
勝瀬保育園	海老名市勝瀬8-1	1,740.00	434.00	36
美化センター	海老名市杉久保北1-4-1	3,299.47	1,419.00	40
学校給食センター	海老名市さつき町47番地	2,985.00	1,365.51	33
南部学校給食センター	海老名市上河内240番地	3,151.22	863.94	23
中央図書館 (教育センター含む)	海老名市上郷474番地の4	2,538.68	2,150.86	41
有馬図書館	海老名市門沢橋1-20-41	3,064.28	933.36	
リサイクルプラザ	海老名市大谷南5-7-35	1,294.49	539.46	18
資源化センター	海老名市大谷南5-7-27	4,133.45	1,091.00	93
消防北分署	海老名市上今泉6-13-17	2,244.30	1,231.89	20
消防南分署	海老名市上河内175-1	4,767.00	834.65	20
文化会館	海老名市上郷476-2	12,771.36	9,200.07	40
一般廃棄物最終処分地	海老名市本郷3886ほか	8,470.00		0
しゅんせつ土・残土処分地	海老名市本郷3491-2ほか	5,434.00		0
都市公園70箇所		436,093.86		0
公共施設緑地102箇所		55,408.75		0
合計		581,815.81	43,742.99	1,409

※臨時職員及び非常勤職員等含む

3. 年間スケジュール

4月～5月	○新採用職員研修、環境管理実行員研修、環境管理推進員研修、幹部研修
5月～6月	○前年度実績評価及び23年度実施計画等を環境管理委員会で報告・協議 ○市長(統括者)マネジメントレビュー ○環境マネジメントマニュアル改訂 ○内部環境監査委員養成研修、内部環境監査委員アドバンス研修
8月～9月	○内部環境監査委員会、内部環境監査(部門監査、システム監査)
10月	○外部審査登録機関によるサーベイランス審査
2月～3月	○システム全体の見直し、まとめ

4. 市公共施設における環境負荷の全体像

(1) 平成 23 年度の市公共施設のエネルギー使用量 (カッコ内は平成 22 年度)

電気	12,524,715kWh (14,914,687kwh)
ガソリン	65,603ℓ (66,599ℓ)
軽油	84,694ℓ (89,123ℓ)
灯油	347,284ℓ (362,284ℓ)
プロパンガス	15,877 m ³ (16,619 m ³)
都市ガス	356,449 m ³ (472,133 m ³)

※平成 23 年度の主な施設の電気使用量 (カッコ内は平成 22 年度及び増減率)

本庁舎	1,602,012kWh (1,841,902kwh / 13.0% 減)
文化会館 (中央公民館)	414,677kWh (901,322kwh / 54.0% 減)
運動公園	1,221,705kWh (1,284,846kwh / 4.9% 減)
北部公園	820,339kWh (849,342kwh / 3.4% 減)
小中学校	2,620,368kWh (3,034,663kwh / 13.7% 減)

(2) 事務用紙等購入量状況

① 事務用紙 (再生紙) 購入 (カッコ内は平成22年度)

○実績 : 文書法制課での購入量 32,078 kg (29,310 kg)

文書法制課以外での購入量 14,016kg (9,981kg)

② 紙製・プラスチック製品購入 (カッコ内は平成22年度)

○実績 : 1,062kg (718.8 kg)

(3) 化学物質の保管

化学物質は、吸引や皮膚に付着した場合に人体に影響を及ぼすため、法令に基づいて使用し、厳重に保管しています。

○次亜塩素酸ナトリウム (消毒用)

○塩素サニクロン (消毒液)

○他にシンナー、塗料を保管・使用しています。



次亜塩素酸ナトリウム保管状況

(4)市庁舎の空調等設備、自動車の保有状況

- ①空調等設備 冷水機 2 台、製氷機 7 台、冷蔵庫 2 台、業務用エアコン 14 台、
冷凍機ガス（R22）3 機
- ②自動車 171 台（市全体）

(5)廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及び低減対策

①市の事業活動で排出する廃棄物

一般廃棄物	99 t
産業廃棄物（道路・下水道等汚泥等）	647.2 t
医療系ごみ（感染性廃棄物）	94 kg
給食調理生ごみ（全て飼料・肥料化）	90.6 t

②ごみの資源化とリサイクルの状況

○小中学校給食の牛乳パックリサイクル率⇒100%（排出量：13.857 t）

○リサイクルプラザでの再生家具など販売件数⇒1,582 件（目標：1,210 件）

③市の事業活動で排出する廃棄物の資源化

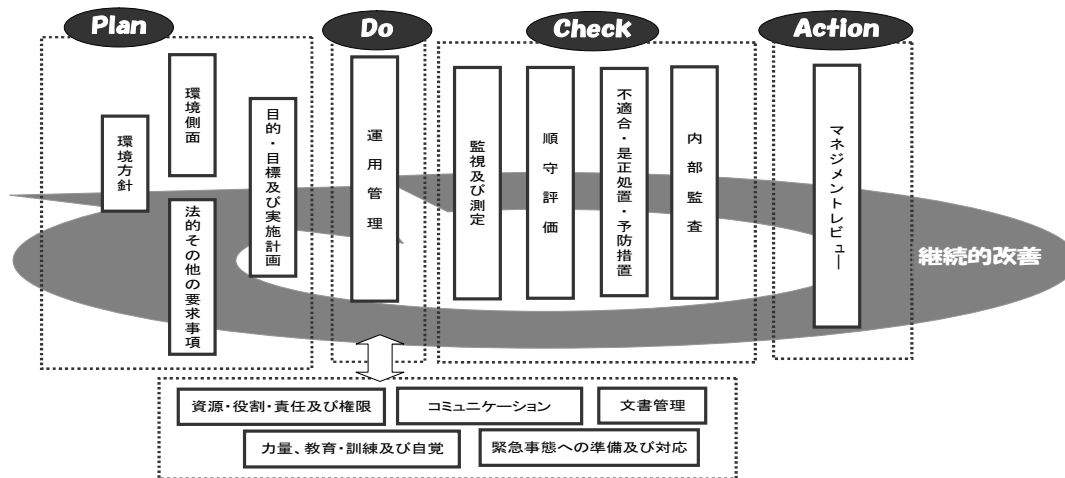
市の公共施設において、ごみの減量・再利用・再生利用をめざすごみゼロ運動に取り組んでいます。

平成 23 年度には、平成 22 年度に資源化率 97.5%以上を達成した本庁舎（98.7%）、文化会館（97.8%）、有馬図書館（97.5%）の 3 施設でゼロ・エミッション宣言をしました。

◇公共施設のごみゼロ運動実施状況一覧

	23 年度目標	23 年度実績
保健相談センター	85%	93%
市内保育園	90%	92.2%
消防署	95%	97%
学校給食センター	85.8%	87.3%
中央図書館	94%	97.5%

5. 海老名市環境マネジメントシステムの構成・平成 23 年度運用状況



(1) 環境方針

基本理念

海老名市は、昔から自然豊かな田園地帯として栄えてきたまちです。しかし、首都近郊という立地条件に恵まれ都市化が進んできた結果、産業の集積や利便性の高い生活の営みが、良好な生活・自然環境に大きな負荷を与える要因にもなっています。

海老名市役所は、未来の世代に住みやすい「ふるさと」を手渡すために、市民の身近な環境問題から地球規模につながる環境問題に取り組み、継続的な改善及び汚染の予防に努め、人と自然が共生し持続的発展が可能なまちづくりを目指します。

基本方針

この基本理念に基づき、環境側面に適用可能な法的要求事項及びその他の合意事項を守るとともに、実現可能な目的・目標を定め、必要に応じた見直しを行いながら、次の項目に取り組めます。

- (1) 市が行う各種事務事業の執行について、環境負荷を最小限に抑えるとともに、環境に有益な影響を及ぼす事業を進めます。
- (2) 公共工事、契約事業における環境負荷を低減します。
- (3) グリーン購入を推進します。
- (4) 職員に対し、環境保全の意識向上を図るため、継続的に教育・訓練を行います。
- (5) 環境に関する情報を広く外部に発信し、環境を守り改善する気運の醸成に努めます。

この環境方針は、全職員に周知するとともに、広く一般に公表します。

2011年6月21日

海老名市長 内野 優

(2) 環境側面

毎年度当初にシステムを見直して、環境に影響を及ぼす側面(=原因)を特定し、その側面を、環境影響評価に関する要領や手順書に基づいて環境影響項目(人の健康障害、アメニティ悪化、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処分場不足、森林資源の減少、オゾン層の破壊、地球温暖化、資源の枯渇)ごとに評価・点数化し、合計評価点の多い順に著しい環境側面として登録します。環境影響は、次の3つに区分しています。

- 直接影響…市の事務事業等のための活動のうち、職員の活動に起因し、直接環境の負荷に影響を及ぼすもの
- 間接影響…市の事業受託者、工事請負業者、事務事業等に伴うエネルギー・材料・部品等供給者、または事務事業委託及び工事請負の業者により、間接的に環境の負荷に影響を及ぼすもの
- 有益影響…市の事務事業等によって環境に有益な影響を及ぼすものです。

(3) 法的その他の要求事項

環境側面に適用される環境関連の法令や条例、計画などを遵守するため、約 50 件を特定しています。

(4) 目的・目標及び実施計画 ～平成 23 年度目的・目標の達成状況～

省資源・省エネルギー・ごみの減量及びリサイクルの推進、公共事業・契約事業における環境負荷の低減、市公共施設でのごみゼロ運動の推進、その他環境負荷を最小限に抑える取り組み、環境情報の発信に関する事項等について 41 項目(22 年度は 41 項目)の目標を設定して取り組み、38 項目で達成しました。

平成23年度環境目的・目標運用状況

No.	項目	23年度環境目的	23年度目標	23年度実績	成果
1	入札契約における完成時納品図書類の電子納品化	1億円以上の入札工事案件を対象とし、完成時における納品図書類のうち対象書類についてすべて電子納品化することによって紙の削減を図る。	試行期間として、金額に関わらず全入札案件のうち1件実施	1件実施	適合
2	公共施設の緑化の維持管理(市庁舎)	公共施設における緑の保全・創造を図るため、市庁舎及びその周辺区域の緑化の維持管理を推進する。	維持管理	維持管理	適合
3	放置自転車対策	平成22年度の放置自転車等禁止区域の移動台数1712台を基準に、平成25年までの3年間で移動台数を1600台まで減らす。	移動台数1,680台	移動台数1,294台	適合
4	ごみゼロの保健相談センター	平成26年度までに、保健相談センターから排出される廃棄物(感染性廃棄物等の業務上の特殊なものは除く)の97.5%以上を減量、再利用、再生利用によって削減し、「ゼロ・エミッション」を達成・宣言する。	資源化率85%	資源化率93%	適合
5	保健相談センターの電力使用量削減	保健相談センターにおいて電力使用状況調査を行うとともに、電気使用量削減策を検討し、平成21年度実績を基準として削減に取り組む。	1.0%削減	25.9%削減 (21.8%)	適合
6	ごみゼロの保育園	平成25年度までに、市立保育園から排出される廃棄物の95%以上を減量、再利用、再生利用によって削減し、「ゼロ・エミッション」を達成・宣言する。	資源化率90%	資源化率 92.2%	適合
7	荒廃農地削減に向けた市民農園の設置数追加	荒廃農地解消等のため、平成23年度までに市民農園を19カ所(累計)設置する。	1ヶ所(累計19ヶ所)	2ヶ所 (累計20ヶ所)	適合
8	農地クリーンキャンペーンの実施	農地の清掃、不法投棄の防止のため、年1回クリーンキャンペーンを実施する。	1地区	1地区 海西地区	適合
9	環境保全パトロール	河川等の水質汚濁、屋外燃焼等の大気汚染、騒音振動・悪臭などの防止のため、相談事例を踏まえ、平成25年度までに年24回巡回パトロールを実施する。	18回	18回	適合
10	市公共施設地球温暖化防止実行計画の実施	市公共施設地球温暖化防止実行計画に基づき温室効果ガスの排出量について、平成17年度実績値を基準に、平成24年度までに2.6%削減する。	1.4%削減	6.6%削減	適合
11	省エネ・自然エネルギー活用施設設置購入補助	広報紙やイベントでのPRをし、省エネルギー・自然エネルギー活用施設の導入促進を図る。	230件	311件	適合
12	地球にやさしい家庭づくり	地球にやさしい活動を推進するため、家庭における省エネ行動の普及促進を図る。	550世帯	598世帯	適合

平成23年度環境目的・目標運用状況

No.	項目	23年度環境目的	23年度目標	23年度実績	成果
13	電気自動車の使用促進	ガソリン車の代替として、電気自動車の使用回数増加を図ることで、ガソリン車における走行時に排出される二酸化炭素排出量を抑制する。	アイミーブ324回／4,174km リーフ 204回／2,727km	アイミーブ362回／4,369km リーフ 225回／2,734km	適合
14	一般廃棄物焼却量30%削減	一般廃棄物の年間焼却量について、平成12年度実績を基準に、平成33年度までに30%削減する。	焼却量27,140t	焼却量 27,361t	不適合 一継続
15	生ごみ処理機購入補助	平成33年度までに生ごみ処理機の購入補助累積基数を6,407基(平成5年以降累計)にする。	120基	259基	適合
16	不法投棄防止巡回パトロール	不法投棄されそうな箇所を、平成24年度までに60回巡回パトロールする。	50回	60回	適合
17	リサイクル率	平成33年度までに海老名市排出ごみ(事業系ごみ含む)のリサイクル率を39.0%にする。	34.50%	41.50%	適合
18	再生品の販売	リサイクルプラザにおける再生品の年間販売件数を平成25年度までに1,230件とする。	1,210件	1,582件	適合
19	環境配慮型の道路照明灯建替設置	道路照明灯について、消費電力を抑えて照度アップを図り、光害対策ガイドラインに対応した高圧ナトリウム灯に建替え設置する。	43灯	77灯	適合
20	幹線・準幹線道路の整備による大気汚染の防止	幹線・準幹線道路の整備を行い、交通の流れをスムーズにすることで自動車等における二酸化炭素排出量の抑制を図る。	330m	388m	適合
21	調整区域の下水道整備による水質汚濁の防止	浄化槽処理区域を公共下水道処理に切り替えることで、水質の保全を確保する。	住民説明会3回 300m	住民説明会3回 300m	適合
22	木造住宅耐震改修にかかる計画書作成費及び改修工事費等補助(災害被害発生率抑制策による環境負荷低減)	耐震改修及び建替えの促進を図るため、平成27年度までに旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震改修工事にかかる計画書作成費用の一部補助を68件(累計)、改修工事費用等の一部補助を70件(累計)行う。	計画書作成補助10件(累計28件) 工事等補助10件(累計30件)	計画書作成補助22件 工事等補助17件	適合
23	木造住宅耐震診断の促進(災害被害発生率抑制策による環境負荷低減)	耐震改修及び建替えの促進を図るため、平成27年度までに木造住宅にかかる無料耐震相談会を28回(累計)、相談会時簡易診断対応件数を160件(累計)、現地簡易診断費用の一部補助を33件(累計)、一般診断費用の一部補助を104件(累計)行う。	相談会4回(累計12回)、相談会時簡易診断対応件数20件(累計80件)、簡易診断補助5件(累計13件)、一般診断補助15件(累計44件)	相談会4回、相談会時簡易診断対応件数64件、簡易診断補助5件、一般診断補助31件	適合

平成23年度環境目的・目標運用状況

No.	項目	23年度環境目的	23年度目標	23年度実績	成果
24	防災ベッド等購入費補助(災害被害発生率抑制策による環境負荷低減)	耐震改修を実施できない世帯における安全対策の促進を図るため、平成27年度までに防災ベッド等の購入にかかる費用の一部を6件(累計)補助する。	1件(累計2件)	1件(累計2件)	適合
25	住居表示の実施(車両滞留の抑制)	住居に一定の基準で番号に付けることにより目的とする家をわかりやすくし、市民生活の向上を図る。また、宅配業者等におけるCO ₂ の削減が期待できることから、平成24年度までに累計3地区の実施を目指す。	中野地区実施(累計2地区)	中野地区実施(累計2地区)	適合
26	植樹・植栽による地域の緑化活動推進	市民の協力を得て、公共用地等の植樹・植栽による地域の緑化活動を推進する。(平成20年度以降累計)	1ヶ所(累計5ヶ所)	2ヶ所(累計6ヶ所)	適合
27	緑地総量の増加	「緑の基本計画」に基づき、緑地等総量面積を増やしていく。(平成23年度以降累計)	3,000㎡(累計3,000㎡)	5,078㎡	適合
28	海老名駅自由通路整備(小田急・JR駅間部)事業	乗り継ぎの安全性及び利便性の向上や鉄道利用者の増加によりアメニティの改善やCO ₂ 削減等の効果が期待できる海老名駅自由通路整備(小田急・JR駅間部)事業について、その進捗状況を出来高金額で管理し、平成26年度までに完了(100%)を目指す。	9.20%	0.00%	不適合 →目標見直し
29	小田急ロマンスカー「海老名発ロマンスカー実現市民総力作戦」(自家用車利用率の削減)	鉄道利用者の増加によるCO ₂ 削減効果が期待できる小田急ロマンスカー「海老名発ロマンスカー実現市民総力作戦」において、平成23年度の停車実現に向けて、署名活動、啓発活動、要望活動などを34回(平成21年度以降累計)実施する。	停車実現各種PR活動2回(累計33回)	停車実現各種PR活動2回(累計33回)	適合
30	社家駅周辺整備事業	駅周辺の車両交通の円滑化及び鉄道利用者の増加によりCO ₂ 削減等の効果が期待できる社家駅周辺整備事業について、その進捗状況を出来高金額で管理し、平成24年度までに完了(100%)を目指す。	50%	0%	不適合 →目標見直し
31	応急手当・普通救命講習	平成24年度までに、応急手当及び普通救命講習の年間実施合計回数を162回とする。	159回	162回	適合
32	ごみゼロの消防本部	平成24年度までに、消防本部から排出される廃棄物(感染性廃棄物等の業務上の特殊なもの除く)の97.5%以上を減量、再利用、再生利用によって削減し、「ごみゼロ運動」を達成・宣言する。	資源化率95.0%	資源化率97.0%	適合
33	消防査察	市民の生命を守り、火災による環境汚染等の防止のため、平成24年度までに建造物・危険物等の管理及び取扱方法について消防査察を223件実施する。	219件	238件	適合
34	火災防御連携訓練の実施	各部隊が実施している訓練に部隊間の連携訓練を計画的に取り入れ、火災を早期に鎮火させるため、3隊以上の火災防御連携訓練を年間6回以上実施する。	6回以上	6回	適合

平成23年度環境目的・目標運用状況

No.	項目	23年度環境目的	23年度目標	23年度実績	成果
35	防火診断	市民の生命を守り、火災による環境汚染等の防止のため、一般家庭防火診断を平成23年度、6,232件実施する。	6,232件	7,053件	適合
36	ごみゼロの学校給食センター	平成26年度までに、学校給食センターから排出される廃棄物の86.4%以上を減量、再利用、再生利用によって削減し、「ごみゼロ運動」を達成・宣言する。	資源化率85.8%	資源化率 87.3%	適合
37	ごみゼロの中央図書館	平成24年度までに、中央図書館から排出される廃棄物の97.5%以上を減量、再利用、再生利用によって削減し、「ごみゼロ運動」を達成・宣言する。	資源化率94.0%	資源化率 97.5%	適合
38	インターネット放送局等における環境情報発信	市の環境に関する情報をインターネット放送局等の都市ブランド事業により情報発信し、環境意識の啓発を図る。	6回	7回	適合
39	保育園の幼児啓発	市立保育園において、地球環境に関する幼児向け啓発活動を実施するとともに、各年度において新規活動内容の開拓を行い、順次実行する。	啓発活動 新規活動の創出	啓発活動 新規活動の創出	適合
40	民間保育園及び幼稚園の幼児啓発	市立保育園で行ってきた環境に関する幼児向け啓発活動を基に更に多くの子どもたちに広める。	啓発活動	啓発活動	適合
41	小中学校の環境教育・環境にやさしい活動	えびなっ子環境ISO実施要綱に基づく小中学校の環境教育・環境にやさしい活動を普及し、その充実改善を図る。	環境教育、活動の改善	環境教育、活動の改善	適合

(5) 運用管理

環境目的・目標を達成するため、著しい環境側面に関する運用項目を定め、手順に沿って実施しています。

物品供給者及び請負業者に対しては、環境方針、関係手順及び要求事項を伝達し、環境に配慮するよう努めています。

①力量、教育訓練及び自覚（職員研修の実施）

環境マネジメントシステムに対する自覚及び環境に関する知識や技能の向上を図るため、全職員等に一般研修及びごみゼロ運動研修、実績、職責、職務に応じて幹部研修、推進員研修、実行員研修、環境監査委員養成研修、環境監査委員アドバンス研修、特定業務研修及び遵法研修を、新採用職員には新採用職員研修を実施しています。

②環境に関するコミュニケーション（市民相談の受付・対応）

環境に関するコミュニケーションとなる市民相談は、平成 23 年度は 605 件（平成 22 年度 375 件、21 年 355 件、20 年 323 件）ありました。内訳は、ごみ等の不法投棄 212 件、航空機騒音 54 件、屋外燃焼行為 73 件、騒音 77 件、悪臭 26 件、振動 14 件、水質汚濁 31 件、その他、市長への手紙等となっています。これらの相談には、事例ごとに関係法令及び手順等に基づいて対処しています。また、これらのうち著しい環境側面となる項目は、可能な限り環境目的・目標に設定しています。

③文書管理

マネジメントマニュアル、システム文書類集や手順書等の作成、文書の所在・発行・作成保管、文書の見直し改訂、保存年限及び制定改廃を実施しています。

④緊急事態への準備及び対応

地震、人為的なミスによる油及び薬液の流出漏えいに伴う緊急事態や、環境影響を及ぼす事故を特定し、その予防、緩和するために手順を定めて対応するとともに、緊急事態対応計画書を作成し、可能な限り、定期的に訓練を実施しています。

(6) 監視測定

環境目的・目標との適合性及び運用管理状況を定期的に監視・測定しています。また、監視測定結果を環境目的・目標との比較や進捗状況などで評価しています。

(7) 順守評価

適用可能な法的及びその他の要求事項の順守の状況を、手順に沿って定期的に評価しています。評価の頻度は、法的要求事項については法定頻度ごとに、その他の要求事項は、毎年7月に実施しています。

(8) 内部監査

① 内部環境監査

環境マネジメントシステムが IS014001 規格の要求事項、環境目的・目標など計画事項に適合性、関係法令等の遵守など適正に運用されているかどうかを判定するため、内部環境監査を行っています。

監査は、内部環境監査基準及び同要綱に沿って実施しています。その結果を踏まえ、システム監査及び監査調整会議を経て監査結果を被監査実行部門に監査結果を通知し、指摘事項があれば是正処置を求めます。その後、全体の監査結果を環境管理統括者の市長へ報告します。

監査を行う環境監査委員は、業務経験 10 年以上かつ養成研修修了職員を環境管理統括者（＝市長）が任命しています（平成 23 年度委員数 47 名）。

② 平成 23 年度の内部環境監査結果の指摘事項とその対応策

平成 23 年度は、8 月に部門監査とシステム監査の内部環境監査を行いました。指摘・観察事項は特にありませんでした。

(9) 環境管理統括者（＝市長）によるトップマネジメントレビュー

平成 23 年度は、22 年度の実績及び見直し結果、内部監査及びサーベイランス審査の結果、外部コミュニケーション、実績パフォーマンス、目的目標、是正処置・予防処置の状況、法的及びその他の要求事項の変化、改善提案について実施しました。

(10) 審査登録機関による審査の状況

外部審査登録機関による更新審査指摘事項とその対応策

平成23年9月に審査を受け、「環境マネジメントシステムが有効に機能しており、認証の授与が可能である。」との評価をいただきました。

詳細は下記のとおり

1. 不適合事項の指摘

…指摘事項なし

2. 改善の余地あり

…環境方針の見直し、環境影響評価登録書の記載方法、外部コミュニケーションの範囲拡大、マニュアル内の記述用語の統一化、内部監査時期の見直し

3. 改善した事項

…環境影響評価の評価基準案試行、外部コミュニケーションの報告範囲拡大、文書管理において規格への忠実性(適合性)・文書管理のシンプル化整理等

IV 海老名の公害に関する報告

1. 環境行政の変遷

年	月	国	月	県	月	市
昭 39			3	神奈川県公害防止に関する 条例制定		
42	8	公害対策基本法制定				
43	6	大気汚染防止法、騒音規制法 制定				商工課商工観光係が公害を担当
44	2	硫黄酸化物に係る環境基準 設定				
45	2 12	一酸化炭素に係る環境基準 設定 公害対策基本法の一部改正 （「経済の健全な発展との調 和」条項削除） 水質汚濁防止法制定等公害 関係 14 法の制改廃	3	神奈川県海老名地区地盤沈 下観測所設置		
46	5 6	騒音に係る環境基準設定 悪臭防止法制定 環境庁設置	3	神奈川県公害防止条例制定	4 11	住民課防災係が公害を担当 市制施行、騒音規制法の事務の 委任、防災交通課公害係が公害 事務を担当
47			6 12	神奈川県大気汚染緊急時措 置要綱施行 神奈川県地域公害防止計画 策定		
48	5 12	大気汚染に係る環境基準設 定（二酸化硫黄、二酸化窒素、 一酸化炭素、光化学オキシダ ント、浮遊粒子状物質） 航空機騒音に係る環境基準 設定	5	悪臭防止法に基づく地域指 定（市街化区域全域）		
49			5	騒音に係る環境基準の地域 の類型指定、騒音規制法に基 づく地域指定（工業専用地域 を除く）	1 3	生活環境課環境保全係が公害 事務を担当 地盤沈下観測事務を県から引 き継ぐ
50					3 5	海老名市環境保全条例制定 海老名市光化学公害対策実施 要綱制定
51	3	大気汚染防止法による硫黄 酸化物の総量規制導入 振動規制法制定				
52	6	特定工場における公害防止 組織の整備に関する法律施 行令、同法施行規則の一部改 正	4 10	新幹線鉄道騒音に係る環境 基準の地域類型指定 振動規制法に基づく地域指 定（工業専用地域を除く）		
53	7	二酸化窒素に係る環境基準 の改正	3	神奈川県公害防止条例の全 面改正	6	特定工場における公害防止組 織の整備に関する法律に基 づく事務の一部委任
54	6	水質汚濁防止法による水質 総量規制導入（特定水域東京 湾等、指定項目 COD）			3 9	「公害の概況」初版刊行 海老名市光化学公害対策実施 要綱全部改正
55			3 5 10	相模湾の水質環境基準の類 型指定 航空機騒音に係る環境基準 の類型指定 神奈川県環境影響評価条例 制定	3	海老名市地盤沈下観測所設置 公害分析室設置

年	月	国	月	県	月	市
56	6	大気汚染防止法による窒素酸化物の総量規制導入	12	神奈川県公害防止条例の一部改正（深夜飲食店営業騒音の規制）	4	長期公害苦情未処理工場（重点工場）の改善推進に着手
57	5	大気汚染防止法によるばいじんの排出基準の改正	3 9 12	神奈川県公害防止条例の一部改正（窒素酸化物の総量規制導入） 神奈川県公害防止条例の一部改正（ばいじんの排出基準の改正） 悪臭防止対策に関する指導基準制定	3 4 6	公害分析室改造 許可工場等立入調査 海老名市光化学公害対策実施要綱一部改正
58	9	大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準改正	4	神奈川県悪臭防止対策に関する指導要綱の施行		
59	7	湖沼水質保全特別措置法制定	5	神奈川県生活排水対策推進要綱施行 相模湾富栄養化対策指導指針施行	4	海老名市光化学公害対策実施要綱一部改正
60	6	窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定める大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正（ボイラーの規模要件の見直し）			3 5	水質汚濁防止法対象事業場説明会 深夜飲食店騒音等規制説明会 公害防止パンフレット配布
61			3	厚木飛行場周辺地域における航空機騒音に係る環境基準に基づく地域類型の変更指定について	6	地下水採取事業場担当者特別研修会
62	10	大気汚染防止法施行令の一部改正	6	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	2	公害防止管理者特別研修会
63	8	水質汚濁防止法施行令の一部改正				
平成元	10 12	大気汚染防止法施行令の一部改正 大気汚染防止法施行令の一部改正	1	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	2 4 11	公害防止管理者等研修会 庁舎移転に伴う分析室移転 公害防止管理者等研修会
2	11	大気汚染防止法施行令の一部改正			11	公害防止管理者等研修会
3			1	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	6 10	水環境フォーラム 地球環境問題対策委員会設置
4	6	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（NOX法）			2 8 12	公害防止管理者等研修会 全国星空継続観察 電気自動車の導入
5	11	環境基本法制定			2 3 11	公害防止管理者等研修会 海老名市地球環境保全行政施策指針の作成 低公害車モデル都市フェア
6	12	環境基本計画策定	10	神奈川県公害防止条例施行規則の一部改正	3 6	公害防止管理者等研修会 公害防止管理者等研修会
7			5	悪臭防止法による規制地域の指定等の改正	6	公害防止管理者等研修会
8	6	水質汚濁防止法の一部改正	4	神奈川県環境基本条例施行	6 12	公害防止管理者等研修会 海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例公布

年	月	国	月	県	月	市
9	6	環境影響評価法公布	3	神奈川県環境基本計画策定	4	海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例公布 公害防止管理者等研修会
	12	環境影響評価法施行令公布・施行	7	神奈川県環境影響評価条例改正	10	
			10	神奈川県生活環境の保全等に関する条例公布		
			12	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則公布		
10	12	騒音規制法施行令の一部改正 悪臭防止法の一部改正 振動規制法の一部改正 湖沼水質保全特別措置法	4	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行	3 6 10	海老名市環境基本条例公布 海老名市環境基本条例施行 環境フォーラム
11	4	地球温暖化対策の推進に関する法律施行	3	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	6	海老名市河川をきれいにする条例施行 環境フォーラム（事業者向け） 環境フォーラム（市民向け）
	7	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）公布	9	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	10	
	7	ダイオキシン類特別措置法公布				
	9	騒音規制法施行令の一部改正				
	12	水質汚濁防止法の一部改正				
12	1	ダイオキシン類特別措置法施行	4	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	3 6	海老名市環境基本計画策定 環境フォーラム（事業者向け） 環境展 環境フォーラム（市民向け）
13			1	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正	6 10	環境フォーラム（事業者向け） 環境展 ISO14001 認証取得 環境フォーラム（市民向け）
14	5	土壤汚染対策法公布			2 6 7～ 12 9～ 2 10 11	地域省エネルギービジョン策定 環境フォーラム（事業者向け） 環境展 市庁舎、図書館、体育館、地下駐車場のエネルギー改修工事 エネルギーセンター事業化 イメージビリティ調査 環境市民大学 エネルギー体験館開催
15	2 10	土壤汚染対策法施行 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行			3 6 10	環境フォーラム（市民向け） 環境展 環境市民大学
16			3	神奈川県生活環境等に関する条例施行規則の一部改正	3 6 10	環境フォーラム（市民向け） 第5回「環境展」 環境市民大学
17	2	京都議定書 発効 地球温暖化対策の推進に関する法律改正法 施行	10	神奈川県環境基本計画改定	3 6 10	環境フォーラム（市民向け） 第6回「環境展」 環境市民大学
18		「石綿による健康被害の救済に関する法律」 公布 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」 公布		「神奈川みどり計画」策定 「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定 「アスベスト除去工事に関する指導指針」策定 「神奈川県景観条例」施行	3 6 10	環境フォーラム（市民向け） 第7回「環境展」 環境市民大学

年	月	国	月	県	月	市
19		「国等における温室効果ガス等の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(環境配慮契約法) 交付		「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」施行 「神奈川県地球温暖化防止実行計画」改定	3 6 8 10	環境フォーラム (市民向け) 第8回「環境展」 子ども環境教室 環境市民大学
20		「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(温対法) 公布 「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」(省エネ法) 公布		「神奈川県廃棄物処理計画」改定 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」施行 神奈川県生活環境等に関する条例施行規則の一部改正	3 6 8 10 12	環境フォーラム (市民向け) 「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画」策定 第9回「環境展」 子ども環境教室 環境市民大学 「海老名市公共施設地球温暖化防止実行計画～推進プラン～」策定 環境フォーラム (市民等向け)
21		「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の推進に関する法律」公布		「神奈川県地球温暖化対策推進条例」公布・施行	6 7 10	えびな環境フェスティバル 環境ボランティア養成講座 (前期) 子ども環境教室 環境ボランティア養成講座 (後期)
22		「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」施行 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布 「改正 土壌汚染対策法」施行		「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の一部(計画書制度に関する規定) 施行	6 7	えびな環境フェスティバル えびな環境講座 子ども環境教室
23		「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の施行 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法) 公布		「神奈川県生活環境に関する条例改正」一部施行	6 7 11	えびな環境フェスティバル えびな環境講座 子ども環境教室 節電キャンペーン(10月まで) ゼロ・エミッション宣言 (市役所本庁舎、文化会館、有馬図書館)

2. 公害に関する届出状況

(1)神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

ア 指定事業所に係る申請届出件数（平成23年度）

設置許可申請	3	環境管理事業所の認定申	1	地 下 水 採 取	採取許可申請	0	
変更許可申請	4	環境配慮書	0		採取変更許可申請	1	
事業開始届	3	環境管理事業所変更届	3		採取開始届	1	
変更完了届	4	不飽和ポリエステル 樹脂塗布作業	既設届		0	変更完了届	0
変更計画中止届	0		開始届		0	変更計画中止届	0
変更計画届	1		中止届		0	変更届	3
変更計画早期着手届	1		変更届		0	地位承継届	1
変更届	19		小計		0	現況届	0
地位承継届	4				廃止届	0	
廃止等届	9				採取量及び水位測定報告	56	
現況届	0				特別水位測定結果報告	56	
既設届	0				採取量測定結果報告	0	
					合 計	118	

イ 指定事業所業種別分類（平成23年度末現在）

No.	産 業 分 類	事業所数	割合%	No.	産 業 分 類	事業所数	割合%
1	非金属工業	4	2.0	15	運送、倉庫、通信業	1	0.5
2	建設業	0	0	16	各種商品卸売業	0	0
3	飲料品製造業	13	6.4	17	各種商品小売業	18	8.8
4	繊維製品製造業	1	0.5	18	ガソリン等小売業	9	4.4
5	木材、木製品製造業	6	2.9	19	一般飲食業	0	0
6	パルプ、紙加工品製造業	4	2.0	20	洗濯、理容、浴場業	13	6.4
7	出版、印刷関連産業	3	1.5	21	自動車、その他修理業	15	7.3
8	化学、石油製品製造業	2	1.0	22	その他事業サービス業	3	1.5
9	窯業、土石製造業	7	3.4	23	医療業	2	1.0
10	プラスチック、ゴム、製造業	8	3.9	24	廃棄物処理業	4	2.0
11	金属関係製品製造業	15	7.3	25	学校教育関係	4	2.0
12	一般機械器具等製造業	38	18.6	26	官公庁	5	2.5
13	その他の製造業	12	5.9	27	その他	15	7.3
14	ガス、水道、鉄道業	2	1.0		合計	204	100

ウ 用途地域別分類（平成 23 年度末現在）

用途地域 数等	市 街 化 区 域								市街化調整区域	合 計
	第 1 種用低層地 住居域	第 1 種住居 中専用高層地 域	第 1 種住居 地域	近隣商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専用 地域		
事業所数	1	7	43	8	3	48	32	20	42	204
割合(%)	0.5	3.4	21.1	3.9	1.5	23.5	15.7	9.8	20.6	100

エ 地域別分類（平成 23 年度末現在）

地 域	事業所数	割合 (%)	地 域	事業所数	割合 (%)
中 央	5	2.5	東 柏 ケ 谷	19	9.3
国 分 北	5	2.5	望 地	0	0
国 分 南	3	1.5	勝 瀬	0	0
大 谷 北	4	2.0	中 河 内	0	0
大 谷 南	9	4.4	中 野	6	2.9
国 分 寺 台	0	0	社 家	24	11.7
中 新 田	19	9.3	今 里	4	2.0
さ つ き 町	1	0.5	上 河 内	4	2.0
河 原 口	11	5.4	杉 久 保 北	3	1.5
上 郷	18	8.8	杉 久 保 南	7	3.4
下 今 泉	9	4.4	本 郷	27	13.1
上 今 泉	4	2.0	門 沢 橋	13	6.4
柏 ケ 谷	9	4.4	浜 田 町	0	0
			計	204	100

(2)指定事業所等への対応状況（平成 23 年度）

改 善 指 示			警 告	勸 告	改 善 命 令 等						報 告 徴 収	立 入 検 査
口 頭	文 書	計			改 善 命 令	除 去 命 令	撤 去 命 令	そ の 他 の 措 置 命 令	全 部 停 止 命 令	小 計		
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)騒音規制法に基づく特定施設届出状況（平成23年度末現在）

特定施設の種類	特定施設数	特定工場数
金属加工機械等	213	28
空気圧縮機等	1031	117
土石用破碎機等	26	3
織機	0	0
建設用資材製造機械	3	3
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	50	12
抄紙機	0	0
印刷機械	30	8
合成樹脂用射出成形機	68	9
鋳造型機	0	0
合 計	1421	180

(4)振動規制法に基づく特定施設届出状況（平成23年度末現在）

特定施設の種類	特定施設数	特定工場数
金属加工機械等	312	35
圧縮機	524	85
土石用破碎機等	32	3
織機	0	0
コンクリートブロックマシン等	0	0
木材加工機械	0	0
印刷機械	3	1
ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	77	11
鋳造型機	0	0
合 計	948	135

(5)特定建設作業届出状況

ア 騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況（平成23年度）

作 業 の 種 類	届出該当件数
くい打機等を使用する作業	4
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	11
空気圧縮機を使用する作業	17
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
バックホウを使用する作業	17
トラクターショベルを使用する作業	1
ブルドーザーを使用する作業	1
計	52

イ 振動規制法に基づく特定建設作業届出状況（平成23年度）

作 業 の 種 類	届出該当件数
くい打機等を使用する作業	3
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装盤破碎機を使用する作業	2
ブレーカーを使用する作業	28
計	33

3. 公害・環境に関する市民相談状況

(1)相談種類別件数

種類	16年度			17年度			18年度			19年度		
	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)
大気汚染	26	26	100	39	38	97	49	49	100	50	50	100
水質汚濁	11	11	100	15	15	100	13	13	100	6	6	100
土壌汚染	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
騒音	19	19	100	40	40	100	43	43	100	38	38	100
振動	5	5	100	5	5	100	4	4	100	1	1	100
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	14	14	100	36	36	100	26	26	100	21	21	100
その他	1	1	100	0	0	100	3	3	100	1	1	100
合計	76	76	100	136	135	99	138	138	100	117	117	100

種類	20年度			21年度			22年度			23年度		
	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)	受付	処理	処理率 (%)
大気汚染	57	57	100	76	76	100	63	63	100	56	56	100
水質汚濁	16	16	100	11	11	100	6	6	100	7	7	100
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	100
騒音	14	14	100	33	33	100	36	36	100	42	42	100
振動	1	1	100	11	11	100	12	12	100	8	8	100
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	15	15	100	20	20	100	16	16	100	29	29	100
その他	1	1	100	10	10	100	9	9	100	3	3	100
合計	104	104	100	161	161	100	142	142	100	146	146	100

(2)月別公害苦情件数（平成23年度）

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大気汚染	0	4	0	12	5	10	4	3	8	5	4	1	56
水質汚濁	0	0	0	0	1	1	0	2	1	1	0	1	7
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
騒音	1	1	7	3	5	7	6	5	2	1	2	2	42
振動	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	3	8
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	2	3	3	5	2	2	5	1	3	2	0	1	29
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	3
合計	3	8	10	20	16	21	16	11	16	9	7	9	146

4. 公害・環境に関する調査測定

(1)大気汚染

ア 環境基準

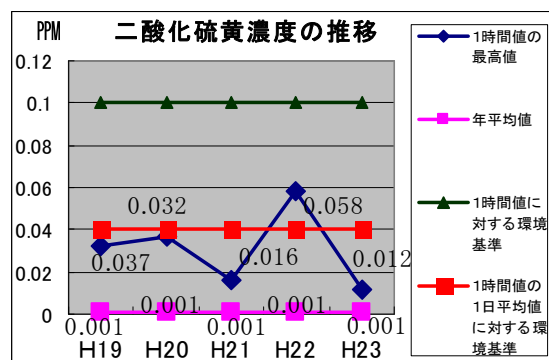
物質	環境上の条件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の時間平均値が20ppm以下であること。

イ 大気汚染監視測定（市役所附属棟の測定）

☆二酸化硫黄（SO₂）

火山活動などの自然現象によって発生するほか、化石燃料の燃焼の際に含まれ硫黄分が酸化され発生します。

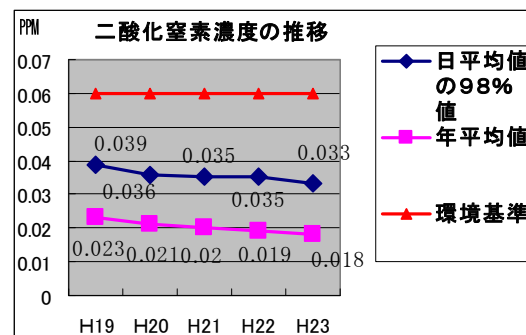
年度	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均の2%除外値 (ppm)	環境基準
14	0.004	0.064	0.008	適合
15	0.004	0.087	0.008	適合
16	0.004	0.087	0.008	適合
17	0.003	0.098	0.007	適合
18	0.001	0.062	0.004	適合
19	0.001	0.032	0.003	適合
20	0.001	0.037	0.003	適合
21	0.001	0.016	0.003	適合
22	0.001	0.058	0.002	適合
23	0.001	0.012	0.002	適合



☆二酸化窒素（NO₂）

赤褐色の気体で、大気中の窒素酸化物（NO_x）の主成分で、空気中で燃料など物の燃焼・合成・分解等の処理を行うと発生し、燃焼温度が高温になるほど多量に発生します。

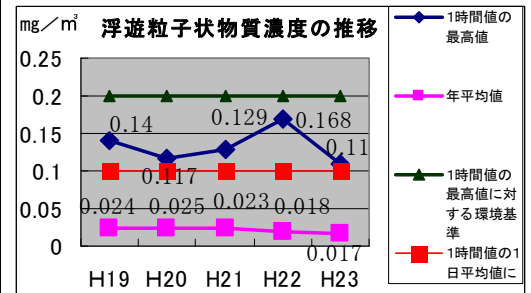
年度	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の98%値 (ppm)	環境基準
14	0.028	0.110	0.048	適合
15	0.027	0.100	0.044	適合
16	0.025	0.092	0.044	適合
17	0.025	0.085	0.039	適合
18	0.025	0.070	0.038	適合
19	0.023	0.074	0.039	適合
20	0.021	0.067	0.036	適合
21	0.02	0.075	0.035	適合
22	0.019	0.072	0.035	適合
23	0.018	0.072	0.033	適合



☆浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ （100 万分の 1mm）以下の微細な粒子の総称で、発生源は工場・事業場のばいじん・粉じん・ディーゼル自動車の黒煙のほか、これらが大気中で反応した二次生成物質や土壌粒子・海塩粒子など様々です。

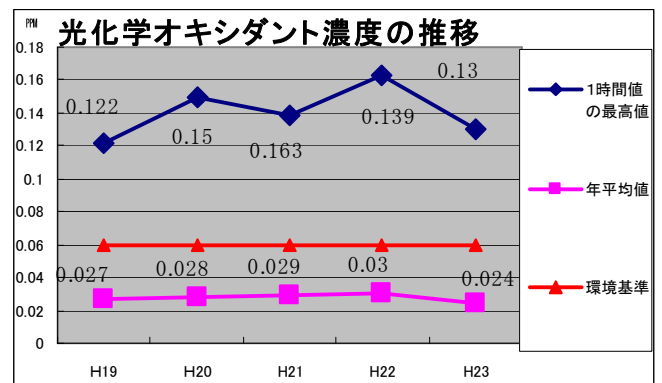
年度	年平均値 (mg/m^3)	1 時間値の 最高値 (mg/m^3)	日平均の 2% 除外値 (mg/m^3)	環境基準
14	0.035	0.239	0.093	不適合
15	0.033	0.239	0.088	
16	0.029	0.206	0.071	
17	0.028	0.182	0.065	適合
18	0.027	0.184	0.068	適合
19	0.024	0.14	0.058	適合
20	0.025	0.117	0.053	適合
21	0.023	0.129	0.05	適合
22	0.018	0.168	0.045	適合
23	0.017	0.110	0.040	適合



☆光化学オキシダント（Ox）

オゾン (O_3)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) などの酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物と炭化水素（炭素と水素からなる揮発性ガスの総称）から、太陽光線に含まれる紫外線による光化学反応で生成する。光化学スモッグは、風が弱い等の特殊な気象条件下で光化学反応生成物が滞留し、白くもやがかかったような状態をいいます。

年度	昼間の 1 時間値		環境基準
	年平均値	1 時間値の 最高値	
14	0.021ppm	0.091ppm	不適合
15	0.021ppm	0.103ppm	
16	0.023ppm	0.112ppm	
17	0.024ppm	0.134ppm	
18	0.026ppm	0.144ppm	
19	0.027ppm	0.122ppm	
20	0.028ppm	0.150ppm	
21	0.029ppm	0.139ppm	
22	0.03ppm	0.163ppm	
23	0.024ppm	0.130ppm	



○環境基準と調査測定結果との関係

環境基本法によると、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であるとされ、環境の目標として定められています。

調査測定結果が、環境基準値の範囲内のものを適合と言い、環境基準値を超過したものを不適合と言います。

二酸化硫黄は、表中の長期的（年平均値）と短期的（日平均の 2%除外値）基準があり、環境基準に適合するにはこの 2つの基準を満たす必要があります、浮遊粒子状物質も同様です。

二酸化窒素、光化学オキシダントが環境基準に適合するためには、表中の全ての 1 時間値の最高値が環境基準を満たす必要があります。

ウ 窒素酸化物簡易測定（市内 21 箇所の測定）

大気が不安定な夏場は汚染物質が拡散しやすく測定値が低くなり、大気が安定する冬場は汚染物質が滞りやすく測定値が高くなる傾向にあります。

＜窒素酸化物地点別年平均濃度（単位：ppb）＞

調査地点名		一酸化窒素		二酸化窒素	
		平成 23 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
1	上郷自治会館	7	10	20	19
2	あゆみ橋入口交差点	34	36	32	33
3	海老名運動公園	16	10	25	21
4	三島神社	7	12	22	21
5	中野自治会館	8	12	20	21
6	門沢橋保育園	9	12	22	21
7	海老名市役所	8	12	21	22
8	下今泉テニスコート	12	18	26	25
9	日月神社	44	47	30	30
10	東柏ヶ谷近隣公園	17	19	28	28
11	大谷小学校	10	13	23	24
12	美化センター	14	19	23	24
13	杉久保第二児童公園	43	48	35	34
14	本郷神社	21	21	24	23
15	星谷児童公園	10	15	21	21
16	柏ヶ谷小学校	11	14	21	20
17	国分尼寺児童公園	6	11	20	20
18	大島記念公園	15	13	21	21
19	社家小学校	16	18	26	24
20	中新田上ツ橋交差点	38	-	30	-
21	県流域下水道門沢橋ポンプ場	42	44	35	33

※測定値については、簡易測定の結果のため、一般大気測定局データ及び環境基準との比較はできません。

エ 光化学スモッグが発生しやすい気象条件

風 向	朝 : 北ないし東 午後 : 南東ないし南西
風 速	朝 : 毎秒 3m 未満（旗が垂れ下がっている状態）
視 程	朝 : 6km 以下（ガスがかかっている感じ）
温 度	最高気温 : 25℃以上
湿 度	朝 : 60%程度以上
日 射	午後 2 時以前に少なくとも 2~3 時間以上の日射

光化学スモッグ緊急時措置発令基準等

予 報			注 意 報	警 報	重大緊急時警報
前 日 午後 5 時	当 日 午前 10 時	特別随時			
気象情報などからみてオキシダント濃度が注意報発令基準の程度になると予測したとき			オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき	オキシダント濃度の 1 時間値が 0.24ppm 以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき	オキシダント濃度の 1 時間値が 0.40ppm 以上となり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

オ 光化学スモッグ注意報等の発令状況

平成 23 年度の光化学スモッグ注意報等発令状況は、県下で 18 回の緊急時措置（注意報）が発令され、海老名市の属する県央地域は 2 回発令されました。

カ 光化学スモッグ対策

光化学スモッグ注意報等の情報は、テレホンサービス及びインターネット（携帯電話・パソコン）により、4 月から 10 月までの期間中毎日情報提供されております。

○光化学スモッグ緊急時等の措置

緊急時措置（注意報等）が発令されると、学校・一般家庭に対し屋外での運動・外出及び自動車の使用の自粛など注意を促し、主要ばい煙発生者に対して窒素酸化物発生施設作業の自粛、燃料使用量の削減、炭化水素系物質の場合は排出防止など勧告しています。

○光化学スモッグが与える影響

- ・眼科系－目がチカチカする・目が痛い・涙が出る
- ・呼吸器系－のどが痛い・せきが出る・息苦しい・ぜん息患者の発作誘発等
- ・頭痛がする ・吐き気がする

○被害が発生したときは

- ・屋外での運動を全て中止し、水でうがいや洗顔を行い、子どもは室内にとどめます。内での風向きなどを考慮し、窓を閉めるなどの措置を取ります。
- ・手足のしびれ・呼吸困難・失神などの症状が生じたときは、医師の手当てを受けます。
- ・眼疾患、呼吸器系疾患、甲状腺機能亢進症、アレルギー体質等の人は、特に被害を受けやすいので、日常の健康管理や保健指導を強化し、異常が生じたときは医師の手当てを受けます。

□次の連絡事項を速やかに関係機関へ連絡する。

- ・被害発生の時間 ・被害発生の場所 ・処置の状況
- ・被害を受けた人（氏名、学年、性別など）
- ・被害発生の具体的な状況及び症状（目・のどの刺激など）

キ ダイオキシン類濃度調査

ダイオキシン類は、物質の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で、環境中には広く存在しますが、量はわずかです。ダイオキシン類は発がん性など有毒の性質を持つことが明らかになっており、加えて環境ホルモン作用等の未解明の有毒性も疑われています。

今までの測定結果では大気、土壌とも環境基準を下回っています

大 気 調 査 地 点	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)			環 境 基 準
	23 年 9 月	24 年 1 月	平 均	
柏ヶ谷コミュニティセンター	0.017	0.031	0.024	0.6
海 老 名 市 役 所	0.024	0.030	0.027	
上今泉コミュニティセンター	0.016	0.025	0.0205	
社 家コミュニティセンター	0.055	0.020	0.0375	
下今泉コミュニティセンター	0.021	0.023	0.022	
本 郷コミュニティセンター	0.021	0.031	0.026	

○ダイオキシン類対策特別措置法等による各種基準値等【環境基準】

【耐容 1 日摂取量】人の体重 1 kg 当たり 4 ピコグラム (pg-TEQ/kg/日)

大 気	1 m ³ 当たり 0.6 ピコグラム (pg-TEQ/m ³) 以下 (年平均値)
水 質 (水底の底質を除く。)	1 L 当たり 1 ピコグラム (pg-TEQ/l) 以下 (年平均値)
水底の底質	1 g 当たり 150 ピコグラム (pg-TEQ/g) 以下
土 壌	1 g 当たり 1,000 ピコグラム (pg-TEQ/g) 以下

【排出ガス及び排出水に関する規制】

- ・特定施設の設置、構造等の変更時における都道府県知事への届出
- ・毎年1回以上のダイオキシン類の濃度の測定（排出ガス・排出水・ばいじん等）
- ・測定結果の都道府県知事への報告

【その他の規制等】

- ・ばいじん・燃え殻等を特別管理廃棄物に指定し、ダイオキシン類の低減処理の義務付け。
- ・廃棄物の最終処分については、ばいじん・燃え殻等の飛散・流出防止措置を具体化し、ダイオキシン類対策の観点から維持管理基準を策定します。
- ・対策地域における汚染土壌の除去等の実施。

【排ガスに係る排出基準（単位：ng-TEQ/m³N）】

施設の種類	焼却炉の 焼却能力	新設 施設基準	既設施設基準	
			H13. 1. 15～H14. 11. 30	H14. 12. 1～
廃棄物焼却炉 (焼却能力が合 計50kg/時以上)	4t/時以上	0.1	80	1
	2t/時～4t/ 時	1		5
	2t/時未満	5		10
製鉄用電気炉		0.5	20	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	2	1
亜鉛回収施設		1	40	10
アルミニウム合金製造施設		1	20	5

ク 大気汚染物質の人体に与える影響

大気汚染物質	人体（呼吸器）に与える影響の特徴
二酸化硫黄 (SO ₂)	水に対する可溶性が高いため、鼻腔・咽頭・喉頭・気管などの主に上気道壁による摂取率が高く、上気道への刺激が強くなります。
二酸化窒素 (NO ₂)	水に対し、緩慢な可溶性を示すため、気道の深部に到達しやすく、細気管支や肺胞などの下気道への影響が見られます。
オゾン (O ₃)	二酸化窒素と同様、気道の深部に到達しやすく、下気道への影響が見られる。また、粘膜刺激作用以外に生化学的変化を起こし、放射線との類似作用を持つことが注目されており、染色体異常や赤血球の老化など報告されています。
一酸化炭素 (CO)	生体の循環血液中で酸素を運搬しているヘモグロビンとの親和性が強いため、体組織への酸素運搬機能が阻害され酸素不足に最も敏感な中枢神経（ことに大脳）や心筋が影響を受けます。
粒子状物質 (PM)	濃度以外に粒子径及び粒子の化学的性質で決まる。5 μm以上では上気道、3 μm以下では下気道への沈着率が高い。肺胞領域に沈着した粒子は肺胞内の食細胞に侵食されたり残留粒子として肺組織内に侵入し、じん肺などの病変を起こす。二酸化硫黄と共存すると相乗作用を示します。

(2)悪 臭

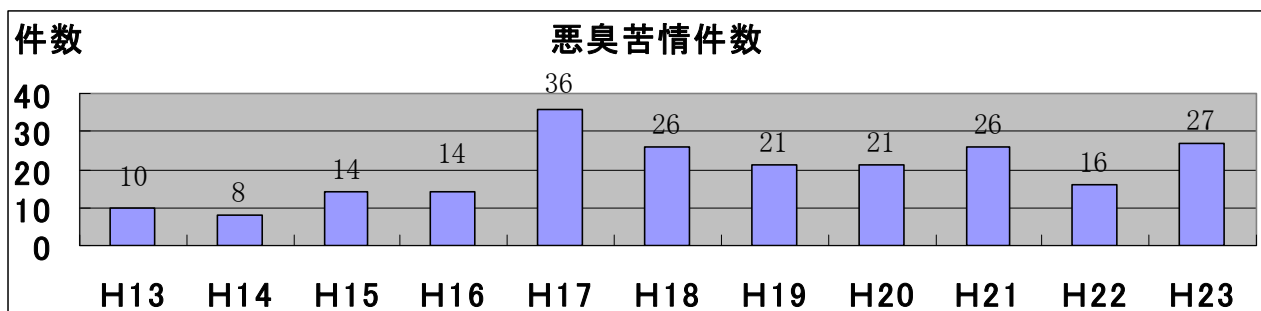
悪臭の相談は、公害等相談の全件数 146 件のうち 27 件あります。

その原因は、工場や事業場、飲食店などのサービス業や個人住宅の燃焼行為などの日常生活に伴う都市・生活型で身の回りから発生しています。

悪臭はその発生源が多様であるとともに、数種類の臭いが混ざり合った複合臭であることが多く、特定の物質濃度に着目した規制方法では対応できない例が見られます。

☆住居系地域で禁止されている行為－神奈川県生活環境の保全等に関する条例

- ・ 獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器、臍若しくは羽毛を直接加工して行う皮革、油脂・にかわ・肥料又は飼料の製造。
- ・ フィッシュソリユブルを原料とする吸着飼料の製造。



(3)水質汚濁

永池川・鳩川・貫抜川・釜坂川及び目久尻川の 5 河川が流れ、いずれも相模川の支流です。水質汚濁の原因は、工場・事業場と一般家庭から排出される汚濁水に分けることができる。

ア 人の健康の保護に関する基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ 以下	六価クロム	0.05mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下	総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下
1.2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	1.1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ 以下
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	1.1.1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	シマジン	0.003mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
セレン	0.01mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	ほう素	1mg/ℓ 以下
1.4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下		

イ 生活環境の保全等に関する環境基準～河川～（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	本 該 水 河	基 準 値				
			水素イオン (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	—	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	永池川 貫抜川 鳩川 釜坂川	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	目久尻川	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	—	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	—	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	—	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと	2 mg/ℓ 以上	—

- (注) i 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- ii 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- iii 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用
- iv 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- v 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

ウ 河川水質調査

<生物化学的酸素要求量BODの年度別経年変化 (mg/ℓ) >

河川名	観測地点		年度					
			18	19	20	21	22	23
永池川等	No. 1	1.3	1.2	1.4	1.6	1.6	1.5	1.35
	No. 2	3.6	2.5	1.6	1.6	1.6	2.3	1.525
貫抜川等	No. 3	1.7	1.2	1.6	2.4	2.4	1.6	1.625
	No. 4	1.4	0.9	1.5	1.3	1.3	1.3	1.3
釜坂川	No. 5	1.8	0.8	1.4	0.9	0.9	5.8	1.466
目久尻川	No. 6	2.4	1.4	1.2	0.9	0.9	2.0	1.225
	No. 7	1.6	1.0	1.5	1.3	1.3	1.4	1.25
永池川系 水路	No. 8	-	-	-	1.5	1.5	-	1.45
	No. 9	-	-	-	1.3	1.3	-	1.7

<化学的酸素要求量CODの年度別経年変化 (mg/ℓ) >

河川名	観測地点		年度					
			18	19	20	21	22	23
永池川等	No. 1	3.3	4.5	2.6	3.8	3.8	3.3	3.325
	No. 2	6.5	4.6	3.1	4.1	4.1	5.1	4.175
貫抜川等	No. 3	3.6	5.2	3.7	7.5	7.5	4.1	4.475
	No. 4	3.0	3.4	2.9	3.4	3.4	3.5	3.0
釜坂川	No. 5	3.7	3.1	2.2	2.6	2.6	5.5	3.9
目久尻川	No. 6	3.2	2.9	2.0	2.2	2.2	3.1	1.775
	No. 7	2.5	2.7	1.9	2.8	2.8	2.8	1.975
永池川系 水路	No. 8	-	-	-	4.2	4.2	-	4.6
	No. 9	-	-	-	4.1	4.1	-	3.73

<陰イオン界面活性剤の年度別経年変化 (mg/ℓ) >

河川名	観測地点		年度					
			18	19	20	21	22	23
永池川等	No. 1	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.16	0.0375
	No. 2	0.08	0.04	0.03	0.03	0.03	0.07	0.0575
貫抜川等	No. 3	0.10	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04	0.035
	No. 4	0.09	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.0425
釜坂川	No. 5	0.39	0.07	0.03	0.04	0.04	0.28	0.06
目久尻川	No. 6	0.08	0.04	0.03	0.03	0.03	0.07	0.0325
	No. 7	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
永池川系 水路	No. 8	-	-	-	0.03	0.03	-	0.0325
	No. 9	-	-	-	0.03	0.03	-	0.04

エ 工場・事業場の排水調査

調査結果については、総検体項目数 60 項目のうち排水基準の超過はありませんでした。

調 査 項 目		調査検体数	基準超過数	
生活環境阻害項目	一般項目	水素イオン濃度 (pH)	10	0
		生物学的酸素要求量 (BOD)	10	0
		化学的酸素要求量 (COD)	10	0
		浮遊物質 (SS)	1	0
特殊項目	特殊項目	n-ヘキサン抽出物質含有量	4	0
		銅含有量	2	0
		溶解性鉄含有量	2	0
		亜鉛含有量	2	0
		溶解性マンガン含有量	2	0
		クロム含有量	2	0
健康項目	健康項目	シアン含有量	2	0
		カドミウム含有量	2	0
		鉛含有量	2	0
		六価クロム含有量	3	0
その他項目	その他項目	ニッケル含有量	2	0
		トリクロロエチレン含有量	1	0
		テトラクロロエチレン含有量	1	0
		1,1,1-トリクロロエタン含有量	0	0
		ジクロロメタン	0	0
		大腸菌群数	2	0
		全窒素、四塩化炭素	0	0
		アンモニア、アンモニア化合物	0	0
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	0	0		
合 計		60	0	

オ 河川汚濁事故の発生状況

No.	発生年月日	河川等名	事故の種類	発生原因
1	H23. 6. 5	目久尻川	魚大量死	不明
2	H23. 6. 20	永池川	油浮遊	不明
3	H23. 8. 12	目久尻川	白濁	不明
4	H23. 10. 8	釜坂川	白濁	不明
5	H23. 12. 14	相模川	油浮遊	不明
6	H24. 2. 15	永池川	油浮遊	交通事故

(4)土壌汚染

ダイオキシン類濃度調査

調査地点	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	環境基準
海老名市立今泉小学校	1.3	1,000
海老名市立有鹿小学校	0.34	

(5)騒音・振動

騒音は、事業活動、日常生活等により出される、やかましい音、好ましくない音の総称をいい、騒音かどうかは聞く人の主観により判断され、影響は健康状態、心理状態によって左右されます。また、振動は、事業活動等に伴って発生するが、周囲の地盤に伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるものです。

○事業所において発生する騒音の規制基準（県条例）

地 域	時 間 の 区 分			
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後6時	午後6時～ 午後11時	午後11時～ 午前6時
第一種低層住居専用地域	45デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下	40デシベル 以下
第二種低層住居専用地域				
第一種中高層住居専用地域	50デシベル 以下	55デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域	60デシベル 以下	65デシベル 以下	60デシベル 以下	50デシベル 以下
第二種住居地域				
準住居地域	65デシベル 以下	70デシベル 以下	65デシベル 以下	55デシベル 以下
近隣商業地域				
商業地域	75デシベル 以下	75デシベル 以下	75デシベル 以下	65デシベル 以下
準工業地域				
工業地域	50デシベル 以下	55デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下
工業専用地域				
その他の地域				

○騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定しています。

AA：療養施設・社会福祉施設等特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域

*道路に面する地域については次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

*車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいい、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては、45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

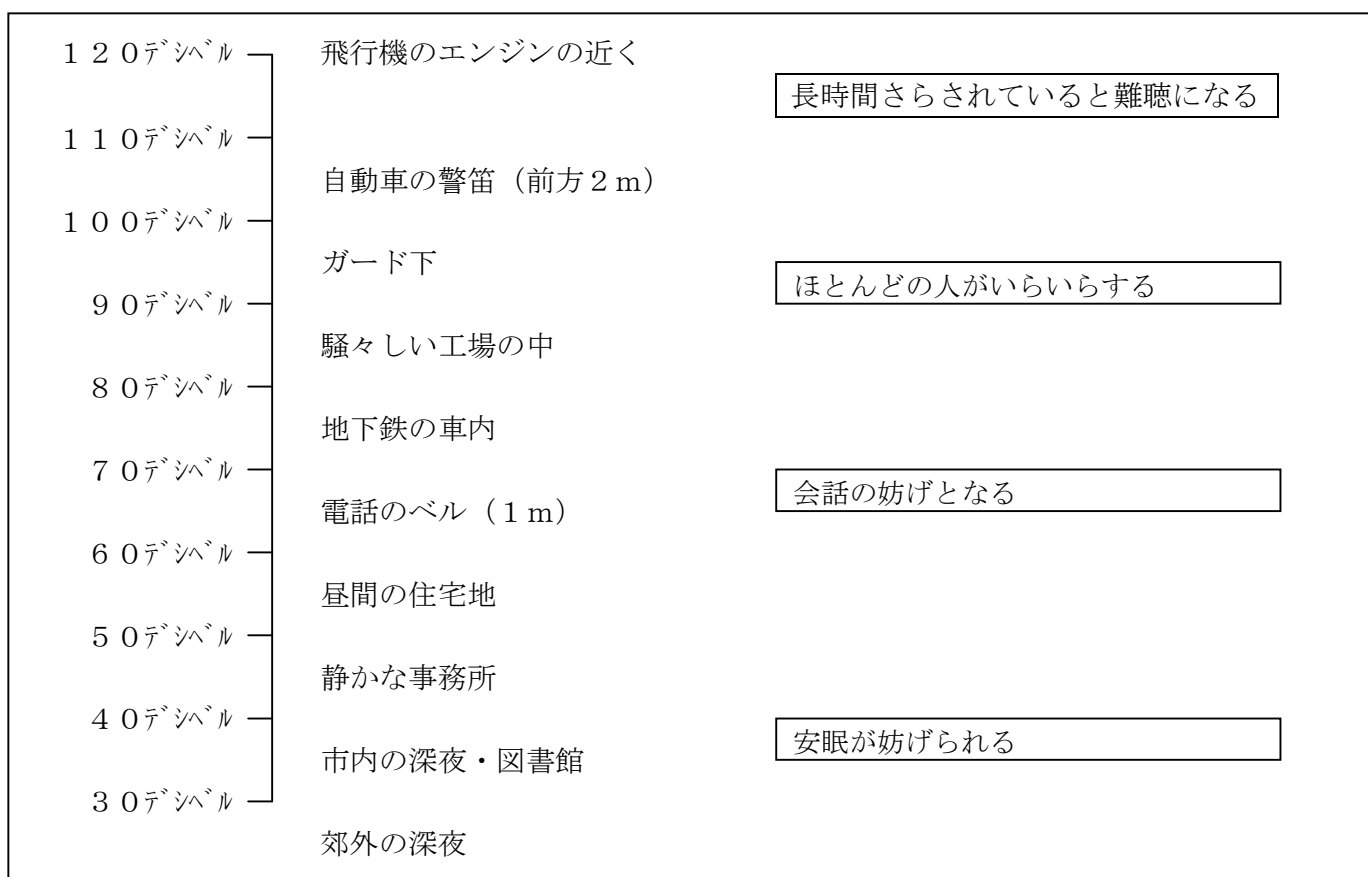
○新幹線鉄道騒音に関する環境基準

区分	地域類型Ⅰ	地域類型Ⅱ
該当地域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居専用地域、準住居地域、市街化調整区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
基準値	70デシベル以下	75デシベル以下

○航空機騒音に関する環境基準

区分	地域類型Ⅰ	地域類型Ⅱ
該当地域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居専用地域、準住居地域、市街化調整区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
基準値	70以下 (単位：WECPNL)	75以下 (単位：WECPNL)

騒音の大きさと影響のめやす



(6)地盤沈下

ア 水準測量調査

91箇所の水準点より標高を算定する水準測量を実施したところ、平成23年度は有効水準点82地点に対して、81地点が沈下、1地点が隆起し、不動はなしでした。

【水準測量実施状況】

種別 年度	測量水準点数	測量延長(km)	調査対象面積(ha)	調査実施面積(ha)
49～52	98	62.00	2,520	2,520
53～55	100	62.00	2,520	2,520
56～平4	103	66.00	2,520	2,520
5	104	66.73	2,520	2,520
6	104	66.73	2,648	2,648
7～10	104	67.00	2,648	2,648
11	92	58.00	2,648	2,648
12～16	104	67.00	2,648	2,648
17	91	57.00	2,648	2,648
18	91	57.00	2,648	2,648
19	91	57.00	2,648	2,648
20	94	57.00	2,648	2,648
21	91	57.00	2,648	2,648
22	94	57.00	2,648	2,648
23	91	57.00	2,648	2,648

【主要水準点経年変化】

(単位：mm)

水準点 年度	第3号 河原口	第20号 大谷	第23号 中新田	第41号 社家	第54号 下今泉	第63号 国分	第71号 本郷
昭和 59	-1.1	-7.9	-1.9	-5.3	0.4	-0.5	-22.5
60	-4.0	1.8	0.2	-17.7	-1.0	-0.5	-8.1
61	-2.6	-3.6	-1.1	0.6	-3.8	-1.0	-5.1
62	-1.4	-4.4	-1.4	-2.0	-0.8	0.4	-14.3
63	-1.7	-4.8	3.3	-10.0	-2.1	0.7	-2.8
平成元	-4.3	1.7	3.8	3.8	-4.9	-1.7	-6.5
2	0.5	-1.0	0.6	-2.2	1.9	0.0	-3.7
3	-5.6	2.8	-3.0	-4.2	-2.3	1.4	-9.9
4	-2.5	-7.1	-0.7	-8.5	-1.8	-2.0	-8.0
5	-2.7	-2.6	3.3	6.1	-0.4	1.9	-5.5
6	-3.5	-4.6	-3.4	-10.1	-2.5	-0.6	-11.6
7	-5.1	-4.2	0.3	-7.5	-1.5	0.5	-4.6
8	-2.4	-1.3	-1.2	0.4	-0.4	-0.6	-7.5
9	-2.1	-4.4	-1.3	-1.9	-1.4	-0.3	-8.5
10	-0.9	3.1	-1.1	-2.9	-0.1	1.1	-6.5
11	-3.8	-3.7	0.1	-1.1	-1.6	-0.5	-8.2
12	-2.0	-0.9	0.1	2.1	1.1	0.1	-6.4
13	-2.2	0.7	-0.7	-3.2	-3.1	0.3	-2.9
14	-2.9	-2.7	-1.8	-0.2	-0.8	-0.2	-5.5
15	1.2	0.3	1.0	1.0	3.1	0.2	-2.3
16	-4.8	-1.2	-2.0	-1.6	※3	0.0	-6.8
17	-4.2	-1.7	1.6	-2.8	※3	-2.0	3.2
18	-1.5	-2.2	-1.8	1.4	※3	※4	-2.9
19	-3.1	-2.4	※1	測定なし	※3	-0.5	-5.1
20	0.2	2.2	※1	※2	-2.6	0.4	1.8
21	-1.2	-0.3	※1	未観測	2.9	-0.1	-0.3
22	-1.8	1.1	※1	未観測	-2.4	-0.4	-0.2
23	-37.5	-40.6	-33.7	未観測	-34.9	-34.5	-42.8

※1 仮点のため比較不可

※2 前年度測定なしのため比較不可

※3 平成 16～19 年度に、仮点から本点改埋。平成 20 年度から比較再開

※4 平成 18 年度本点改埋

V 東北地方太平洋沖地震の影響と対応

1. 省電力の対策

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、海老名市においても様々な影響をもたらしました。原子力発電所の被災により電力供給が落ち込み、計画停電を市役所含め、ほぼ市内全域で経験しました。その際、行政サービスも低下し、市民の方々の生活にも支障を及ぼしたところです。

市では、このような経験から平成 23 年夏「節電方針」を策定し、不測の停電や計画停電などの事態に備えました。同年 8 月から 10 月には「節電キャンペーン」を実施し、市一丸となって節電に取り組みました。

～海老名市節電方針～（平成23年夏）

【基本理念】

福島原子力発電所の事故及び浜岡原子力発電所が運転停止されるとともに、夏季には電力需要の増加が想定されることから、電力受給のひっ迫が見込まれています。

また、国からは、東京電力管内の電力需要者には15%の抑制目標が求められています。

海老名市は、電力需要の抑制対策の必要性を認識し、市民サービスの低下を最小限に抑えることに努めながら、本庁舎をはじめとする公共施設及び家庭の電力需要の抑制に努め、市と市民が一体となり、創意工夫をこらして今夏の節電に取り組みます。

【基本方針】

- 1 公共施設の節電目標を 20%とし、市が率先して節電に取り組みます。
- 2 家庭の節電目標 15%達成に、市がインセンティブを与えるような働きかけを広く市民に呼びかけていきます。
- 3 市庁舎は、水曜日の午後閉庁、土曜日の午前開庁として平日のピーク時電力需要の抑制に努めます。
- 4 実施期間は、平成 23 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までとします。

【公共施設の主な節電対策】

- ① 屋内照明は、原則 50%消灯します。
- ② 空調機は、最低 2 時間の停止又は温度を引き上げて運転します。
- ③ 小中学校（屋内運動場）の一般開放を輪番開放とします。
- ④ ナイターは、平日の夜間の利用を中止します。

(1)計画停電への対応

実施状況	3月15日～24日までの間、7日、延べ10回実施
市の対応	○「海老名市地震災害警戒本部」を設置 ○「防災行政無線」27回放送、「安全・安心メール」27回送信 ○停電に対する問合せ件数2,032回

(2)市庁舎等における省電力対策について

公共施設の節電対策については、屋内照明の50%消灯や空調機の運転制限、時間外の庁舎使用制限、ピーク時の電力使用量を抑制するため水曜午後閉庁・土曜午前開庁などの取組みを行った結果、7月から9月の3ヵ月間の合計で、市役所本庁舎は27.7%、公共施設全体では25.5%の節電を達成しました。

海老名市公共施設別電力使用量及び削減率

施設	平成22年				目標 削減率	平成23年【実績】											
	7月実績 kWh	8月実績 kWh	9月実績 kWh	合計実績 kWh		7月使用量 kWh			8月使用量 kWh			9月使用量 kWh			合計使用量 kWh		
						目標	実績	削減率	目標	実績	削減率	目標	実績	削減率	目標	実績	削減率
1 市庁舎	208,867	231,466	191,205	631,539	20.7%	167,057	149,962	28.2%	173,427	162,552	29.7%	160,440	144,055	24.6%	500,924	456,569	27.7%
2 コミュニティ施設 (計12施設・12契約)	121,033	126,959	128,820	376,812	31.1%	83,558	83,719	30.8%	87,561	80,035	36.9%	86,449	87,651	31.9%	259,568	251,405	33.2%
3 運動公園・北部公園 (計8施設・3契約)	187,422	205,932	207,528	600,882	21.6%	146,936	158,773	15.2%	161,437	182,510	11.3%	162,560	184,000	11.3%	470,933	525,283	12.5%
4 保育所 (計5施設・5契約)	20,150	24,808	24,851	69,809	10.0%	18,132	14,826	26.4%	22,325	15,486	37.5%	22,364	15,387	38.0%	62,821	45,699	34.5%
5 福祉施設 (計9施設・9契約)	92,182	100,487	104,094	296,763	17.2%	76,045	66,385	27.9%	83,349	64,963	35.3%	86,217	69,572	33.1%	245,611	200,920	32.2%
6 環境施設 (計3施設・3契約)	18,981	23,165	21,360	63,506	16.4%	15,831	14,847	21.7%	19,379	17,183	25.8%	17,858	17,400	18.5%	53,068	49,430	22.1%
7 学校施設 (計21施設・21契約)	382,491	251,405	346,879	980,775	23.6%	292,303	298,435	21.9%	191,534	182,838	27.2%	264,999	232,896	32.8%	748,836	714,169	27.1%
8 文化財施設 (計2施設・2契約)	3,971	4,777	4,685	13,433	30.0%	2,779	1,876	52.7%	3,343	1,980	58.5%	3,278	1,992	57.4%	9,400	5,848	56.4%
9 図書館施設 (計2施設・2契約)	57,419	66,889	59,484	183,792	20.0%	45,935	49,654	13.1%	53,510	56,403	15.6%	47,586	49,560	16.6%	147,031	155,817	15.2%
10 消防施設 (計3施設・3契約)	30,308	35,002	34,469	99,779	20.0%	24,245	19,755	34.8%	28,000	22,275	36.3%	27,574	22,701	34.1%	79,819	64,731	35.1%
合計	1,122,824	1,070,890	1,123,376	3,317,090	22.3%	872,821	858,432	23.5%	823,865	786,225	26.5%	881,325	825,215	26.5%	2,578,011	2,466,871	25.5%

(3)節電キャンペーン

市内の全世帯(事業者を除く)を対象とした「えびな発・5万世帯の節電キャンペーン」を平成23年夏における節電対策の一環として実施し、家庭における節電の取組みを推進しました。

このキャンペーンでは、平成23年7月から9月分(※1)までの電力使用量前年比15%以上の削減を目標とし、15%以上の削減を達成した世帯に対し、参加賞を進呈しました。参加賞は、姉妹都市の宮城県白石市の物産(味噌・米・しょう油など)とし、被災県にある同市の復興支援を図りました。

参加数については、全体集計件数(延べ)22,217件、参加世帯数11,693世帯で、市内世帯の22.8%(※2)が参加しました。

電気使用量については、平成22年7月から9月の合計9,929,470kWhに対し、平成23年7月から9月は合計7,489,143kWhで2,440,327kWh削減し、全体平均で24%削減されました。

※1 各月ごとに引換えを行った。引き換え期間は、8月～10月

※2 平成23年11月1日現在の市内全51,100世帯に対する参加世帯数11,693世帯の割合



2. 放射性物質への対策

(1) 国の対応について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、国が実施・公表した放射性物質による環境汚染対策のうち、市民生活に関係が深いと思われるものを抜粋し、以下の表「国が実施、公表した放射性物質による環境汚染対策等」にまとめました。

国が実施、公表した放射性物質による環境汚染対策等(1/2)

公表省庁名	対象等	名称、公表時期等	内容等	特記事項、海老名市での対応など
厚生労働省	食品	放射能汚染された食品の取り扱いについて【平成23年3月17日食安発0317第3号】	平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたところである。このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、別添の原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないよう販売その他について十分処置された。 ○放射性セシウムの暫定規制値(Bq/kg) 飲料水200 牛乳・乳製品200 野菜類・穀類・肉卵魚その他500	下記「食品中の放射性物質の新たな基準値について」により、平成24年度以降は取り扱い変更。
農林水産省	水田の土壌	稲の作付に関する考え方【平成23年4月8日原子力災害対策本部】	3 水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標0.1(指標を前提として、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値(500 Bq/kg)以下となる土壌中放射性セシウム濃度の上限値5000 Bq/kg)	下記「24年産稲の作付に関する方針【平成24年2月28日 農林水産省】」以降は取り扱い変更。
文部科学省	福島県内の学校施設	福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について【平成23年4月19日23文科ス第134号】	学校(幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を指す。以下同じ。)の校舎、校庭、園舎及び園庭(以下、「校舎・校庭等」という。)の利用の判断について、幼児、児童及び生徒(以下、「児童生徒等」という。)が学校に通える地域においては、非常事態収束後の参考レベルの1-20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であると考えられる。 2. 福島県における学校を対象とした環境放射線モニタリングの結果について (1) 文部科学省による再調査により、校庭・園庭で3.8μSv/時間(幼稚園、小学校、特別支援学校については50cm高さ、中学校については1m高さの数値:以下同じ)以上の空間線量率が測定された学校については、別添に示す生活上の留意事項に配慮するとともに、当面、校庭・園庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である。 (2) 文部科学省による再調査により校庭・園庭で3.8μSv/時間未満の空間線量率が測定された学校については、校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えない。	
環境省		平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法【平成23年8月30日公布、平成24年1月1日施行】	福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対応に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに軽減することを目的とする法律です。	この「特措法」では、環境大臣が、国で土壌等の除染等の措置等を実施する必要がある地域を「除染特別地域」に、原発事故に由来する放射性物質による環境汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域を「汚染状況重点調査地域」に、それぞれ指定するものとしています。「除染特別地域」には福島県内の11市町村が、「汚染状況重点調査地域」には岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉の各県内の102市町村が、指定されています。「特措法」の規定により指定された地域では、放射線による被害に関する政策の内容や方向性を明確に位置づけ、計画を持って進めていく必要がありますが、それ以外の地域では、国が発信する情報等を頼りに、自主的な対応を行うこととなります。
文部科学省	福島県以外の高線量の地域	福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への文部科学省の対応について【平成23年10月21日文部科学省・原子力災害対策支援本部】	2. 周辺より放射線量の高い箇所の報告のお願い ① 周辺より放射線量の高い箇所(地表から1m高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上の高い数値が測定された箇所)を地方公共団体が発見した場合、 ② 民間団体等が周辺より放射線量の高い箇所(①と同じ)を発見したとの公表を行った場合には、文部科学省にその旨の連絡をお願いします。	海老名市空間放射線量率の測定及び対応について【平成23年11月18日】 3 暫定基準値(毎時0.23マイクロシーベルト)以上の対応 (3) 文部科学省等への連絡及び簡易除染作業 ア 基準 地表高1メートルの地点で周辺の空間放射線量率より毎時1マイクロシーベルト以上の場合 イ 対応 (ア) 事務局は、ガイドライン第二章 除染等のために比較的高い放射線量の原因となっているポイント特定するための測定法に基づいて測定を行い、比較的高い放射線量の原因となっているポイントを特定する。 (イ) 事務局は、文部科学省に状況報告し、対応方法等の詳細を聴くとともに、施設所管課は可能な範囲で簡易除染作業を行う。また、事務局は、その旨を神奈川県に報告する。 a 連絡先 (a) 文部科学省原子力災害対策支援本部(EOC)特別測定班 (b) 神奈川県安全防災局危機管理部危機管理対策課

国が実施、公表した放射性物質による環境汚染対策等(2/2)

公表省庁名	対象等	名称、公表時期等	内容等	特記事項、海老名市での対応など
環境省		除染関係ガイドライン【平成23年12月14日】	【第1編「汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン」】 放射線量が1時間あたり0.23マイクロシーベルト以上の地域を、市町村単位で「汚染状況重点調査地域」として環境大臣が指定することになります。指定を受けた市町村は、環境省令で定める方法により、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができますとされており、この調査測定の結果等によって「1時間あたり0.23マイクロシーベルト以上と認められた区域」が、除染実施計画を定めて除染を実施する区域となります。	平成24年1月1日から全面施行となった「放射性物質汚染状況特別措置法」で、環境大臣は、国が土壌等の除染等の措置等を実施する必要がある地域を「除染特別地域」として、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域を「汚染状況重点調査地域」として、それぞれ指定するものとされています。平成23年12月28日に、これら地域の指定について正式に告示されました。 「汚染状況重点調査地域」は、その地域の平均的な放射線量が「1時間あたり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域として、市町村単位で指定されるものです。 指定を受けた市町村は、調査測定の結果に基づき、具体的に市町村内で除染実施計画を定める区域（1時間あたり0.23マイクロシーベルト以上の区域が対象。）を判断していくことになり、この区域のことを「除染実施区域」と言います。
農林水産省	米	24年産稲の作付に関する方針【平成24年2月28日農林水産省】	I 23年産稲の作付のあった地域 1. 500Bq/kgを超過した地域では、旧市町村単位（場合によっては「字」単位）で作付制限を行う一方で、来年以降の作付再開に向けた地域の一体的な取組に対する支援を行います。 2. 100Bq/kg超から500Bq/kg以下の地域 上記1と同様の取扱を基本としますが、「管理計画」策定により新基準値を超過する米が流通しないことを担保できる場合は、例外的に作付の道を開きます。 3. 上記1・2以外の地域 作付制限を行わず、収穫後の放射性物質調査により米の安全性を確保します。 II 23年産稲の作付のなかった地域 1. 警戒区域、計画的避難区域では、作付制限を行います。 2. 旧緊急時避難準備区域では、政府の作付制限を行わず、上記Iの2の後段と同様の取扱いとします。	
環境省	局所的汚染箇所	放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン【平成24年3月12日】	除染特別地域及び汚染状況重点調査地域を含む東日本の各地においては、区市町村や住民団体等の調査により、放射性物質により局所的に汚染された箇所（以下「局所的汚染箇所」という。）が複数確認されている。このようなケースへの対応として、平成23年10月21日には内閣府、文部科学省及び環境省において「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」がとりまとめられた。本方針では、 <u>周辺より放射線量の高い箇所（地表から1m高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所）</u> を発見した場合には、可能な範囲で簡易な除染（側溝の泥の除去、落ち葉の回収、樹木の剪定、水による洗浄、フラッシングなど）を行い、（後略）	「ガイドライン」では、「局所的汚染箇所については明確な定義が定まっていない」としつつ、その発見方法については「大まかではあるが空間線量率の状況が判明しており、当該市町村において局所的汚染箇所が存在しているかどうかの目安として活用する」となっている。 また、「地域住民や住民団体等から局所的汚染箇所に関する情報が提供される場合もあり、このような情報にも留意しておくことが必要である」と述べている。
厚生労働省	食品	食品中の放射性物質の新たな基準値について（「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の（一）の（1）の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」【平成24年3月15日食安発0315第1号】）	○放射性セシウムの暫定規制値(Bq/kg) 飲料水200 牛乳・乳製品200 野菜類・穀類・肉卵魚その他500 ↓ ○放射性セシウムの新基準値(Bq/kg) 飲料水10 牛乳50 一般食品100 乳児用食品50	

(2)本市独自の取り組みについて

平成24年1月1日に、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が施行され、同法の規定により指定された地域においては、計画を策定し放射線被害への対策を進めることになりました。

それ以外の自治体では、国が発信する情報等を頼りに自主的に対応を行うことになりましたが、海老名市においては、特別措置法の施行以前から、空間放射線量率の定期測定や訪問測定、学校及び保育園給食の放射性物質濃度測定、土壌中放射性物質濃度の調査など、各種の対応を開始・実施いたしました。

○空間放射線量率の定期測定（平成 23 年 8 月～）

「海老名市空間放射線量率測定マニュアル」を策定し、測定場所・測定方法・結果の公表方法などについて決めました。併せて高性能のシンチレーションサーベイメータ（富士電機製 NHC 7）を購入し、同月から毎月 1 回、職員による空間放射線量率の定期測定を開始しました。平成 23 年度末の時点では、9 カ所の定点を含む 26 カ所での測定を継続しています。

定期測定では、すべての地点において、市の暫定基準値（後述）である毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回っていました。定期測定開始月（平成 23 年 8 月）と、平成 23 年度末（平成 24 年 3 月）の空間放射線量率の状況は、それぞれ表「海老名市内の空間放射線量率（平成 23 年 8 月＝定期測定開始月）」、「海老名市内の空間放射線量率（平成 24 年 3 月）」に示すとおりです。

表. 海老名市内の空間放射線量率（平成23年8月＝定期測定開始月）

（使用測定器）富士電機製NHC7（単位） $\mu\text{Sv}/\text{毎時}$

No.	測定場所	測定箇所	測定地点		測定日時		天候			
			50cm	1 m						
			測定値	測定値						
1	柏ヶ谷保育園	園庭	0.056	0.050	22日	14:40	曇			
		砂場	0.061	0.066				22日	14:35	曇
2	門沢橋保育園	園庭	0.055	0.052	22日	11:50	雨			
		砂場	0.045	0.054				22日	11:45	雨
3	下今泉保育園	園庭	0.052	0.049	23日	15:30	晴			
		砂場	0.055	0.054				23日	15:40	晴
4	中新田保育園	園庭	0.056	0.052	22日	10:45	雨			
		砂場	0.085	0.070				22日	10:40	雨
5	勝瀬保育園	園庭	0.052	0.039	23日	11:25	曇			
		砂場	0.051	0.056				23日	11:30	曇
6	海老名小学校	校庭	0.054	0.056	25日	11:10	雨			
7	柏ヶ谷小学校	校庭	0.051	0.054	25日	10:30	雨			
8	東柏ヶ谷小学校	校庭	0.037	0.042	25日	10:00	雨			
9	上星小学校	校庭	0.039	0.042	25日	13:25	曇			
10	有鹿小学校	校庭	0.040	0.039	25日	14:00	曇			
11	中新田小学校	校庭	0.050	0.049	25日	14:25	曇			
12	大谷小学校	校庭	0.044	0.042	25日	15:45	曇			
13	有馬小学校	校庭	0.051	0.045	25日	15:10	曇			
14	社家小学校	校庭	0.047	0.044	25日	14:55	曇			
15	門沢橋小学校	校庭	0.031	0.033	25日	14:40	曇			
16	杉久保小学校	校庭	0.052	0.049	25日	15:30	曇			
17	今泉小学校	校庭	0.053	0.050	25日	13:50	曇			
18	杉本小学校	校庭	0.048	0.047	25日	10:55	雨			
19	海老名中学校	校庭	0.051	0.057	25日	11:20	雨			
20	有馬中学校	校庭	0.045	0.041	25日	15:15	曇			
21	海西中学校	校庭	0.045	0.048	25日	14:15	曇			
22	柏ヶ谷中学校	校庭	0.053	0.049	25日	10:45	雨			
23	今泉中学校	校庭	0.048	0.048	25日	13:40	曇			
24	大谷中学校	校庭	0.039	0.041	25日	15:55	曇			
25	東柏ヶ谷近隣公園	多目的広場	0.068	0.055	24日	9:30	晴			
		砂場	0.049	0.050				24日	9:36	晴
26	大谷近隣公園	多目的広場	0.050	0.046	24日	11:04	曇			
		砂場	0.042	0.045				24日	11:10	曇
27	北部公園	わんぱく広場	0.054	0.046	24日	10:04	晴			
		多目的広場	0.048	0.043				24日	10:10	晴
		テニスコート	0.069	0.067				24日	10:19	晴
28	海老名運動公園	冒険広場	0.050	0.052	24日	11:35	曇			
		多目的広場	0.055	0.053				24日	11:43	曇
		野外炉（バーベキュー場）	0.061	0.063				24日	11:53	曇

表. 海老名市内の空間放射線量率 (平成24年3月)

(使用測定器) 富士電機製NHC7 (単位) $\mu\text{Sv}/\text{毎時}$

No.	測定場所	測定箇所	測定地点	測定値	測定日時		天候
1	柏ヶ谷保育園	園庭 (中央)	50cm	0.054	29日	15:45	晴
			1 m	0.053			
2	門沢橋保育園	園庭 (中央)	50cm	0.058	29日	9:40	晴
			1 m	0.047			
3	下今泉保育園 (定点)	園庭 (中央)	50cm	0.050	27日	9:20	晴
			1 m	0.049			
4	中新田保育園	園庭 (中央)	50cm	0.042	29日	10:20	晴
			1 m	0.034			
5	勝瀬保育園 (定点)	園庭 (中央)	50cm	0.047	27日	11:35	晴
			1 m	0.044			
6	海老名小学校	校庭 (中央)	50cm	0.042	30日	13:18	晴
			1 m	0.039			
7	柏ヶ谷小学校	校庭 (中央)	50cm	0.054	30日	10:20	曇
			1 m	0.043			
8	東柏ヶ谷小学校	校庭 (中央)	50cm	0.029	30日	9:55	曇
			1 m	0.030			
9	上星小学校	校庭 (中央)	50cm	0.029	30日	10:45	曇
			1 m	0.025			
10	有鹿小学校	校庭 (中央)	50cm	0.045	30日	11:25	曇
			1 m	0.037			
11	中新田小学校	校庭 (中央)	50cm	0.032	30日	14:52	曇
			1 m	0.036			
12	大谷小学校	校庭 (中央)	50cm	0.039	30日	13:44	晴
			1 m	0.031			
13	有馬小学校	校庭 (中央)	50cm	0.043	30日	14:20	晴
			1 m	0.041			
14	社家小学校	校庭 (中央)	50cm	0.034	30日	14:36	曇
			1 m	0.032			
15	門沢橋小学校 (定点)	校庭 (中央)	50cm	0.041	27日	10:50	晴
			1 m	0.038			
16	杉久保小学校 (定点)	校庭 (中央)	50cm	0.047	27日	11:20	晴
			1 m	0.043			
17	今泉小学校	校庭 (中央)	50cm	0.055	30日	11:13	曇
			1 m	0.045			
18	杉本小学校 (定点)	校庭 (中央)	50cm	0.036	27日	9:35	晴
			1 m	0.038			
19	海老名中学校	校庭 (中央)	50cm	0.050	30日	13:27	晴
			1 m	0.048			
20	有馬中学校 (定点)	校庭 (中央)	50cm	0.044	27日	11:05	晴
			1 m	0.039			
21	海西中学校 (定点)	校庭 (中央)	50cm	0.034	27日	9:50	晴
			1 m	0.044			
22	柏ヶ谷中学校	校庭 (中央)	50cm	0.039	30日	10:35	曇
			1 m	0.042			
23	大谷中学校	校庭 (中央)	50cm	0.031	30日	13:56	晴
			1 m	0.031			
24	今泉中学校	校庭 (中央)	50cm	0.040	30日	11:04	曇
			1 m	0.033			
25	東柏ヶ谷近隣公園 (定点)	多目的広場 (中央)	50cm	0.049	27日	9:10	晴
			1 m	0.055			
26	海老名運動公園 (定点)	多目的広場 (中央)	50cm	0.054	27日	10:20	晴
			1 m	0.044			

○空間放射線量率の暫定基準値設定（平成 23 年 10 月）

空間放射線量率に関する市としての暫定基準値を「毎時 0.23 マイクロシーベルト」と決定しました。算出においては、国が示す福島原子力発電所の事故により増加した追加被ばく線量・年間 1 ミリシーベルト以下について、国が示す生活パターンを仮定し、1 時間当たりの空間放射線量率を 0.19 マイクロシーベルトと考え、これに、自然界からの放射線分・毎時 0.04 マイクロシーベルトを加えることとしました。

○空間放射線量率の訪問測定（平成 23 年 10 月～）

市民の方からの求めに応じて行う、職員による空間放射線量の訪問測定を開始しました。平成 23 年度末までの測定件数は 46 件で、うち 3 件が市の暫定基準値である毎時 0.23 マイクロシーベルトを上回っていました。3 件の内訳は、市の道路側溝（毎時 0.461 マイクロシーベルト）、文化会館樋の下（毎時 0.453 マイクロシーベルト）、個人宅雨樋の下（毎時 0.512 マイクロシーベルト）で、いずれも地上 5 センチにおける測定値でした。なお、道路側溝と文化会館は清掃を実施し、個人宅については土を入れ替えていただき、いずれも線量の低下を確認しました。その他 43 件の測定結果は、毎時 0.23 マイクロシーベルトを下回る結果となっています。

○除染清掃の実施（平成 23 年 10 月）

市施設の局所的放射能汚染対応として、市立保育園 5・市立小学校 13・市立中学校 6・公園 4・コミュニティーセンター等 12 の、合わせて 40 カ所の雨水枡等内部に堆積した土壌の空間放射線量率を測定し、そのうち市暫定基準値 0.23 マイクロシーベルトを上回った 8 カ所については、土壌等の除去清掃を実施しました。

8 カ所の内訳は、市立保育園 1・市立小学校 5・コミュニティーセンター等 2 カ所で、除去前の測定値は、堆積土壌表面から 5 センチの地点で、最高が毎時 0.834 マイクロシーベルト（大谷小学校南棟北側雨水管下）、最低が毎時 0.240 マイクロシーベルト（柏ヶ谷コミセン建物東面南側雨水枡内）でした。

○学校及び保育園給食の放射性物質濃度測定（平成 23 年 10 月～）

給食中の放射性物質濃度について、1人または2人分の提供食を、1週間分まとめて検査機関へ測定委託する方法により開始しました。

小学校給食については、1日2食、週5日分で30食分を検査用として保存します。中学校では、ミルク給食から5日分を保存します。これらを、金曜日の夕刻に検査機関へ引き渡します。検査機関では、引き渡された食材を混然一体の形にしてから、必要量を採取し検査します。検査結果は、翌集の始めに判明するようになっています。保育園給食については、ゼロ歳から2歳までの乳児分と、3歳以上の幼児分の2種類を検査に出しています。そのほかは、基本的に小中学校の場合と大きな差はありません。

平成23年度末までの測定結果については、ほとんどの結果が測定器の検出限界値未満となっており、牛乳から数回検出された数値も、厚生労働省発表の基準値を大幅に下回る結果となっています。

○土壌調査の実施（平成 24 年 2 月）

市立保育園 5 園、小中学校 19 校の 24 カ所において、土壌中放射性物質濃度の測定を実施いたしました。

測定結果は、すべての採取場所において、ヨウ素 131 は不検出でした。また、セシウムについては、最高値が海老名中学校の 83 ベクレル毎キログラム、最低値が東柏ケ谷小学校の 20 ベクレル毎キログラムでした。

また、測定したベクレル値を、マイクロシーベルト毎時に換算したところ、すべての採取場所において、市の暫定基準値である毎時 0.23 マイクロシーベルトを、大きく下回りました。

なお、この調査と同時に行った、空間放射線量率の実測結果も、すべての採取場所において、市の暫定基準値である毎時 0.23 マイクロシーベルトを、大きく下回りました。

土壌中の放射性物質濃度と空間放射線量率への換算結果、及び空間放射線量率の実測結果は、それぞれ表「土壌中放射性物質濃度測定結果（乾燥重量換算）」に示すとおりです。

表. 土壌中放射性物質濃度測定結果（乾燥重量換算）

No.	試料採取場所	試料採取日及び空間放射線量率測定日	単位 ベクレル毎キログラム							単位 マイクロシーベルト毎時							
			分析結果				検出下限値			分析結果 (ベクレル毎キログラム)	検出 下限値	土壌濃度換算放射線量			空間放射線量率		
			ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137	セシウム 134 + 137	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137			ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137	5 cm	50cm	1 m
1	柏ヶ谷保育園	2月17日	不検出	15	21	36	3	4	3	261	51	—	0.005	0.002	0.059	0.056	0.053
2	門沢橋保育園	2月16日	不検出	24	35	59	4	5	4	268	59	—	0.008	0.004	0.055	0.051	0.049
3	下今泉保育園	2月16日	不検出	20	29	49	4	5	4	307	59	—	0.006	0.003	0.052	0.054	0.053
4	中新田保育園	2月15日	不検出	9	12	21	4	4	4	188	56	—	0.003	0.001	0.042	0.041	0.043
5	勝瀬保育園	2月13日	不検出	18	21	39	4	5	4	246	54	—	0.006	0.002	0.046	0.043	0.041
6	海老名小学校	2月13日	不検出	24	30	54	4	4	4	228	48	—	0.008	0.003	0.052	0.053	0.048
7	柏ヶ谷小学校	2月17日	不検出	29	36	65	4	4	4	259	53	—	0.009	0.004	0.044	0.043	0.044
8	東柏ヶ谷小学校	2月17日	不検出	8	12	20	4	5	5	202	70	—	0.003	0.001	0.037	0.038	0.034
9	上星小学校	2月13日	不検出	33	48	81	5	5	5	138	77	—	0.011	0.005	0.036	0.033	0.031
10	有鹿小学校	2月15日	不検出	13	20	33	4	4	4	268	56	—	0.004	0.002	0.038	0.042	0.041
11	中新田小学校	2月15日	不検出	16	19	35	4	4	4	316	48	—	0.005	0.002	0.047	0.044	0.042
12	大谷小学校	2月14日	不検出	19	30	49	4	4	5	148	55	—	0.006	0.003	0.038	0.038	0.038
13	有馬小学校	2月15日	不検出	31	37	68	4	4	4	266	44	—	0.010	0.004	0.045	0.038	0.041
14	社家小学校	2月16日	不検出	14	23	37	4	6	5	200	65	—	0.005	0.003	0.036	0.034	0.037
15	門沢橋小学校	2月16日	不検出	11	17	28	3	4	4	359	52	—	0.004	0.002	0.044	0.039	0.038
16	杉久保小学校	2月15日	不検出	16	24	40	3	3	4	244	54	—	0.005	0.003	0.049	0.044	0.043
17	今泉小学校	2月16日	不検出	30	38	68	4	4	4	280	49	—	0.010	0.004	0.050	0.049	0.051
18	杉本小学校	2月13日	不検出	16	22	38	4	4	5	243	56	—	0.005	0.003	0.039	0.037	0.034
19	海老名中学校	2月13日	不検出	35	48	83	4	4	4	240	46	—	0.011	0.005	0.054	0.055	0.054
20	有馬中学校	2月15日	不検出	20	20	40	4	4	4	256	48	—	0.006	0.002	0.047	0.041	0.041
21	海西中学校	2月14日	不検出	16	21	37	4	4	5	188	55	—	0.005	0.002	0.043	0.043	0.048
22	柏ヶ谷中学校	2月13日	不検出	21	25	46	4	5	4	282	54	—	0.007	0.003	0.041	0.039	0.039
23	大谷中学校	2月14日	不検出	32	41	73	4	5	5	146	68	—	0.010	0.005	0.043	0.040	0.038
24	今泉中学校	2月16日	不検出	30	41	71	4	4	4	273	50	—	0.010	0.005	0.051	0.046	0.048

【参考】

○放射線量への換算方法（土壌中放射性物質濃度には基準値がないため、参考までに土壌中放射性物質濃度を次の方法により放射線量に換算）

①汚染密度（ベクレル毎平方メートル）

＝採取深さ0.05メートル（5センチメートル）×1,300（土壌密度キログラム毎立法平方メートル）×土壌放射性物質濃度（ベクレル毎キログラム）

※『暫定的な考え方』の取りまとめに際し、検討した内部被ばくに関する算定結果と根拠』（平成23年5月12日付け文部科学省）

②沈着した放射性核種による1時間当たりの実効線量（ナノシーベルト毎時）

＝放射性核種の降下量（汚染密度）×換算係数

◆換算係数（（ナノシーベルト毎時）／（ベクレル毎平方メートル））

・ヨウ素131 0.00120 ・セシウム134 0.00496 ・セシウム137 0.00176

※『放射性沈降物の量から放射線量の換算について』（放射線医学総合研究所）

③放射線量（マイクロシーベルト毎時）

＝沈着した放射性核種による1時間当たりの実効線量（ナノシーベルト毎時）／1,000

○空間放射線量率使用測定器 富士電機製NH C 7

○放射性物質濃度の測定は民間の専門検査機関が、空間放射線量率の測定は市職員が測定



海老名市
イメージキャラクター
えび～にゃ

えびな環境白書 2012

発行・編集 海老名市 経済環境部 環境みどり課
住所 〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1
電話 046-235-4912 (直通)

